



第 3 次

鳴門市 男女行動計画

(鳴門パートナーシッププランⅢステージ)



令和3(2021)年3月
徳島県鳴門市

はじめに



鳴門市長
泉 理彦

近年、少子高齢化の急速な進行、家族形態やライフスタイルの変化など、人々の価値観や生活環境も多様化している中で、一人ひとりが性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

国においては、平成11（1999）年に人権の尊重やあらゆる分野への男女の共同参画などを基本理念とする「男女共同参画社会基本法」が制定され、5次にわたる「男女共同参画基本計画」により、男女共同参画社会の実現を社会全体で取り組むべき最重要課題として位置付け、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定などさまざまな法整備が進められてきました。

徳島県においても、「徳島県男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野での女性の参画拡大、男女共同参画の推進、働き方の見直し、女性に対するあらゆる暴力の根絶などへの取組が推進されています。

また、世界的にも平成27（2015）年の国連サミットにて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、その目標の1つに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられるなど男女共同参画社会の実現に向けた動きは加速しています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」の基本理念のもと、平成13（2001）年に鳴門パートナーシッププラン（第1次計画）を策定し、その後平成23（2011）年に第2次計画を策定、平成24（2012）年には「鳴門市男女共同参画都市宣言」をし、さらに、平成28（2016）年には「鳴門市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取組を進めてまいりました。

しかしながら、令和元（2019）年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、男女の平等意識については多くの分野において「男性優遇」という回答が多くなっているなど、社会的、文化的、地域的に形成された性別による役割分担意識や慣行が依然として根強く残っていることが明らかになりました。また、DVやさまざまなハラスメントといった

人権侵害行為の防止と対策、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の視点を取り入れた防災対策の強化、性的マイノリティへの理解促進など社会全体として解決すべき課題は山積しており、課題の解消に向けた取組が求められているところです。

このような国や県の動向、市民意識調査の結果等を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後取り組むべき課題の基本的な方向性を示すとともに、市民一人ひとりの尊厳が保たれ、自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅢステージ）」を策定いたしました。

本計画に基づき、基本理念である『共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なる』をめざして、市民の皆さまや各種団体、事業所、関係機関の方々と協働で、地域における男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりたいと存じますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました鳴門市男女共同参画推進審議会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査などを通じて貴重なご意見やご提案を頂戴いたしました市民の皆さま並びに関係各位に心よりお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

鳴門市長 泉 理彦

第3次 鳴門市男女行動計画

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 男女共同参画を取り巻く社会的背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 男女共同参画社会について	2
4 男女共同参画に関する社会の動き	3
第2章 計画の概要	6
1 計画の位置付け	6
2 計画の期間	7
3 計画の策定体制	7
第3章 本市の現状と課題	8
1 統計でみる本市の現状	8
2 第2次計画期間における取組内容の点検と評価	18
3 アンケート結果等から読み取れる現状と課題	27
第4章 計画の考え方	44
1 基本理念と基本目標	44
2 施策の体系	46
第5章 計画の展開	47
基本目標1 お互いを認め合うまち になると	47
基本目標2 誰もが活躍できるまち になると(女性活躍市町村推進計画)	51
基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち になると	60
第6章 計画の推進に当たって	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の周知及び点検・評価	69
3 数値目標の設定一覧表	70
資料編	73
策定の経過	73
鳴門市男女共同参画推進審議会委員名簿	74
鳴門市男女共同参画推進条例	75
鳴門市男女行動計画推進本部設置要綱	80
男女共同参画社会基本法	82
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	85
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	92
用語解説	99

第1章

計画の策定に当たって

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

近年、ICT（情報通信技術）の進化をはじめ、AIやIoTといった先端技術の急速な進展は、産業や人々の暮らしにさまざまな影響を与え、働き方にも大きな変革をもたらそうとしています。一方で、少子高齢化や総人口の減少が進行する社会潮流においては、さまざまな業界で労働力が不足し、事業の継続に深刻な影響を与えている事例も少なくありません。社会の持続的な発展のためには、労働力人口の維持や生産性の向上、技術革新能力の引き上げが大きな課題となっています。

そのため、国においては「働き方改革」の推進をはじめ、「女性の力」を社会の大きな潜在的な力として重要視し、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりを推進しています。しかし、働く女性における結婚や妊娠、出産などライフステージの転機における退職の慣行や企業等における管理職など、方針決定過程に就く女性の割合は依然として低く、女性の力が十分に生かされているとは言えない状況もうかがえます。また、地域社会では「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」が依然として根強く残っている現状も見受けられます。

さらに、昨今、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せています。感染拡大に伴う外出自粛により、テレワークや時差出勤に代表される働き方の変化やオンラインによる会議などが急速に浸透してきました。一方で、外出自粛に伴うストレスなどから、家庭内でのドメスティック・バイオレンス（DV）被害が危惧されている現状もあるなど、男女共同参画の視点から見れば、平常時とは異なるさまざまな影響も懸念されており、よりきめ細かな支援対策が必要となっています。

これらの課題の解決に向けて、働く場をはじめ、家庭、地域社会などあらゆる場において「固定的な性別役割分担意識」を払拭し、働く意欲のある女性とそのニーズに応じて、その能力を十分に発揮できる働き方を実現していくとともに、国が提唱する「新しい生活様式」を踏まえた男女共同参画の在り方を検討していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

本市では「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成23（2011）年3月に「鳴門市男女行動計画～鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ～」(以下「第2次計画」といいます。)を策定し、その後、平成28（2016）年3月に、その内容を見直し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」といいます。)に関する取組の推進や防災分野における男女共同参画の推進を、新たに組み込みました。

本市では、この計画に基づき「男女共同参画社会」の形成をめざし、さまざまな取組を推進してきました。第2次計画は、平成23（2011）年度を初年度とする10年間を対象期間とした計画であり、計画期間の満了に伴い、この度、新たな「第3次鳴門市男女行動計画」(以下「本計画」といいます。)を策定します。



3 男女共同参画社会について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の定義を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、その考え方に基づき5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

◆男女共同参画社会基本法の5つの基本理念※

男女の人権の尊重	●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように、社会の制度や慣行の在り方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	●男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

◆国・地方公共団体及び国民の役割※

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。 ●地域の特性を生かした施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

※内閣府男女共同参画局ホームページより作成

4 男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

男女共同参画に関する国際的な動きをみると、昭和50（1975）年に国連が女性の社会的地位の向上をめざして宣言した「国際婦人年」を契機に、世界は男女共同参画に向けて大きく動き始めました。

令和2（2020）年3月には、第64回「国連女性の地位委員会」が、ニューヨークの国連本部で開催されました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大幅な日程短縮を余儀なくされたものの、国連事務総長の声明では、ジェンダー平等に関するSDGs（持続可能な開発目標）のゴール5を達成し、北京宣言及び行動綱領の更なる推進をめざすことが宣言されました。

しかし、令和3（2021）年3月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）※」では、我が国は156か国中120位と、OECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。毎回上位を占めている北欧諸国に比べ日本では、特に「政治」や「経済」の分野で依然として大きな格差が残っているのが現状であり、格差の解消のためには、あらゆる分野において男女共同参画の推進が必要であることがうかがえます。

◆ジェンダー・ギャップ指数

（156か国中の順位）	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド（1位）	0.846	0.999	0.964	0.760	0.892
フィンランド（2位）	0.806	1.000	0.970	0.669	0.861
ノルウェー（3位）	0.792	1.000	0.964	0.640	0.849
↓					
英国（23位）	0.716	0.999	0.966	0.419	0.775
↓					
米国（30位）	0.754	1.000	0.970	0.329	0.763
↓					
韓国（102位）	0.586	0.973	0.976	0.214	0.687
↓					
中国（107位）	0.701	0.973	0.935	0.118	0.682
↓					
日本（120位）	0.604	0.983	0.973	0.061	0.656

資料：The Global Gap Report 2021

※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。



2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12（2000）年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の見直しを経て平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、令和2（2020）年12月には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」においては、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、めざすべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

◆第5次男女共同参画基本計画におけるめざすべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 女性活躍の推進

「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重、といった3つの基本原則が示されています。国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。

さらに、平成30（2018）年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標などを定め、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

(3) 配偶者暴力防止に向けた取組の推進

平成25（2013）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。

3 徳島県の動き

徳島県においては、令和元（2019）年7月に「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～」が策定されました。

この計画では、「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」を基本目標に掲げ、「あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり」「安全・安心に暮らせる環境づくり」「互いに支え合う家庭・地域づくり」からなる3つの基本方針を位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策が取りまとめられています。

◆徳島県男女共同参画基本計画（第4次）の体系図

基本方針	主要課題
I あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援 2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備 3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
II 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶 6 生涯にわたる健康づくりへの支援 7 生活上の困難を抱える女性等への支援 8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
III 互いに支え合う家庭・地域づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進 10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 11 地域社会における男女共同参画の推進 12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進

4 本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けてめざすべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現をめざすものです。

本計画においては、これらの目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が関連する分野となっています。

本計画においては、グローバルな考え方であるSDGsの視点も踏まえて策定します。





第2章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の「第六次鳴門市総合計画後期基本計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性に配慮して策定します。

◆計画の位置付け

根拠法

- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

国

- 第5次男女共同参画基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

徳島県

- 徳島県男女共同参画推進条例
- 徳島県男女共同参画基本計画（第4次）
- 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画

鳴門市

鳴門市男女共同参画推進条例

第六次鳴門市総合計画後期基本計画

【主な関連施策】

- 人権の尊重（人権行政の推進、人権教育の推進）
- 男女共同参画社会の実現（女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実、男女共同参画推進条例の周知啓発と推進）

本計画 第3次鳴門市男女行動計画

連携

関連他計画

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

3 計画の策定体制

1 鳴門市男女共同参画推進審議会等における協議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「鳴門市男女共同参画推進審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。また、庁内では「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」「鳴門市男女行動計画ワーキンググループ」において、内容の検討を行いました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民及び本市所在の事業所を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送によるアンケート調査を実施しました。

調査名称	鳴門市 男女共同参画に関する 市民意識調査	鳴門市 男女共同参画に関する 事業所アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	郵送による調査票の配布・回収
調査時期	令和元（2019）年12月	令和元（2019）年12月
配布数	2,000人	700件
有効回収数	523人	218件
有効回収率	26.2%	31.1%

また、「鳴門市男女共同参画推進審議会」の委員を対象に、書面による意見聴取（ヒアリング調査）を行いました。さらに、パブリックコメント（意見公募）を実施することにより、市民からの意見を広く募りました。

第3章

本市の現状と課題

1 統計でみる本市の現状

1 人口等の現状

本市の人口は、令和2（2020）年3月末日現在56,540人であり、平成28（2016）年から約3,200人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成28（2016）年の2.26人から令和2（2020）年で2.16人となっています。

◆人口・世帯数の推移

	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年
人口	59,694	58,999	58,120	57,381	56,540
世帯数	26,378	26,392	26,306	26,284	26,155
世帯人員（人/世帯）	2.26	2.24	2.21	2.18	2.16

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本市の年齢別人口をみると、令和2（2020）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が10.4%、「生産年齢人口（15～64歳）」が55.2%、「高齢者人口（65歳以上）」が34.5%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成28（2016）年の31.5%から令和2（2020）年で34.5%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

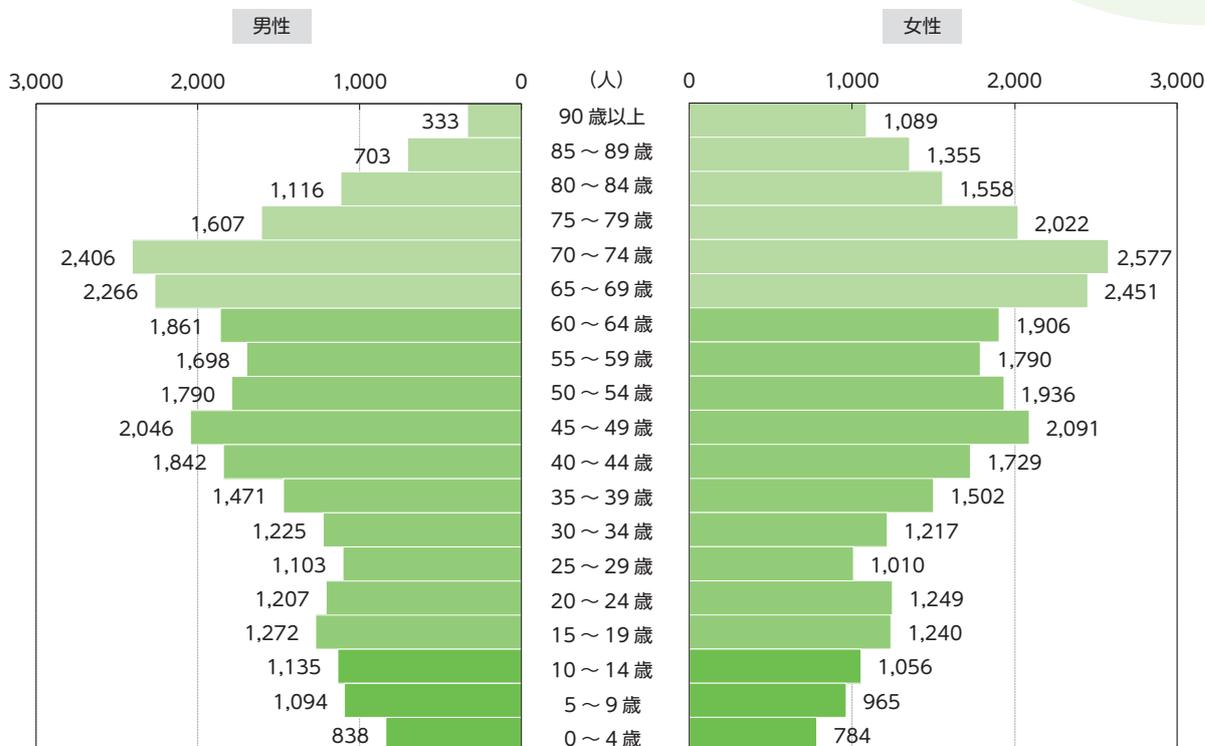
◆年齢別人口構成比



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70歳前半のいわゆる「団塊の世代」及びその子ども世代である40歳後半の「団塊ジュニア層」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

◆年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）

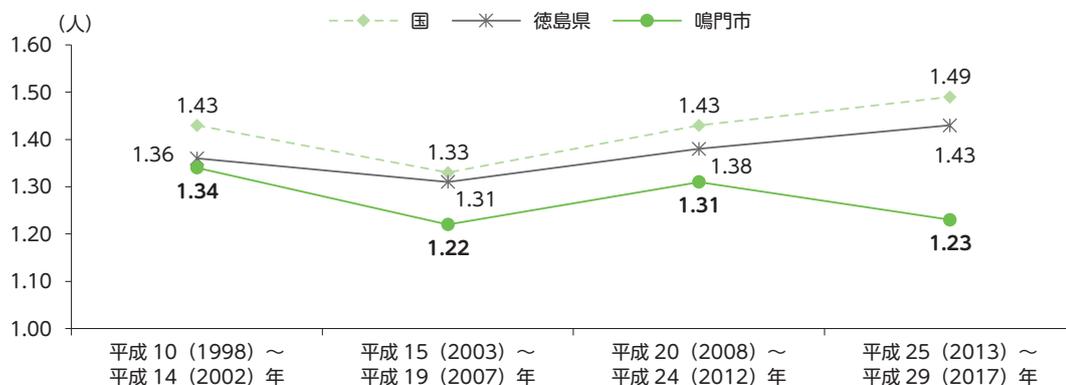


資料：住民基本台帳（令和2（2020）年3月末日現在）

2 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産む子どもの数に当たる合計特殊出生率は、本市では平成25（2013）～平成29（2017）年は1.23人と、国や徳島県の平均を下回って推移しています。

◆合計特殊出生率の推移



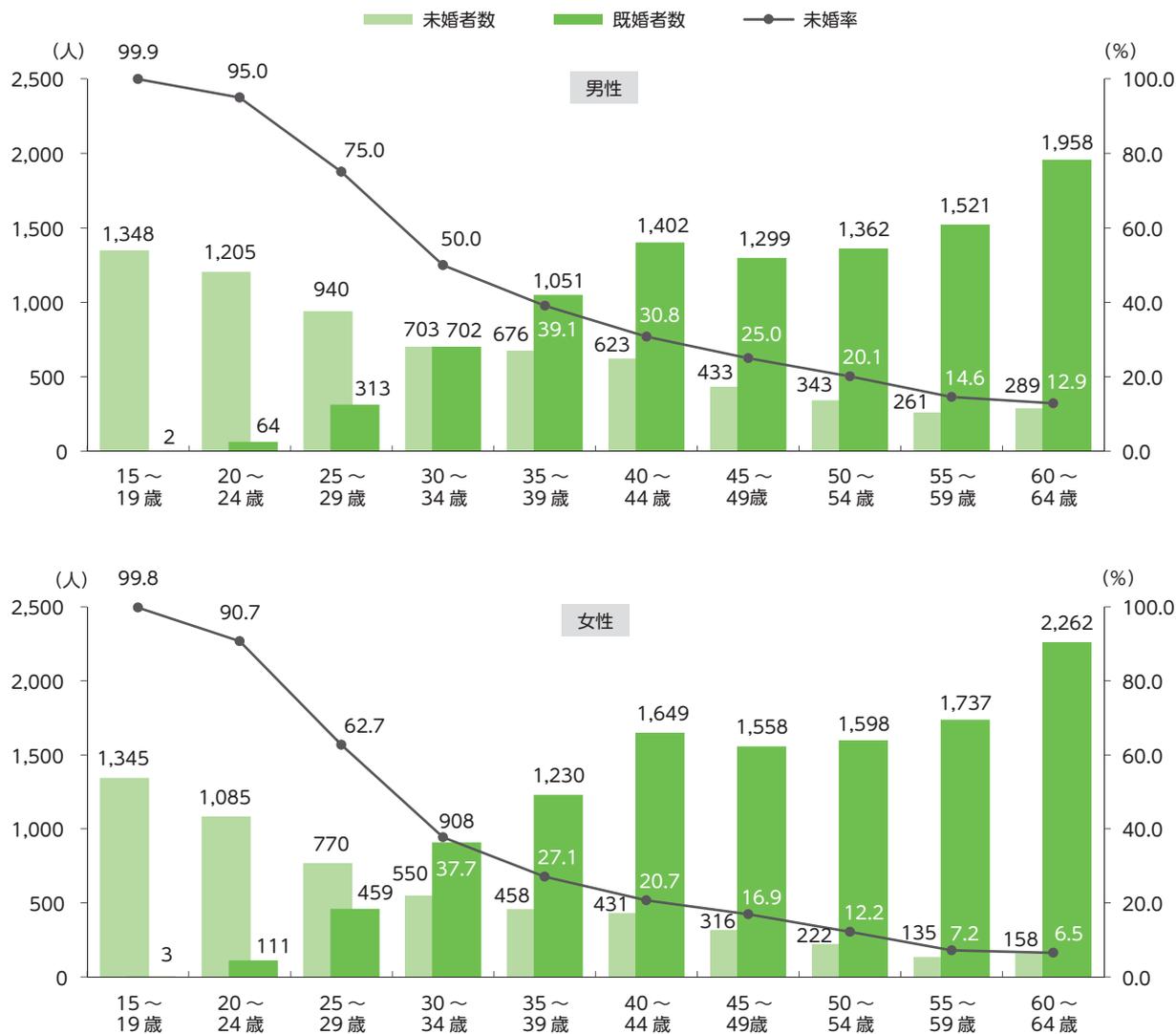
資料：国及び徳島県 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」
鳴門市 徳島保健所「徳島県人口動態システム平成29（2017）年度」



3 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳台後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30歳台後半になると逆転することから、30歳台が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30歳台前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

◆年齢別未既婚者数と未婚率

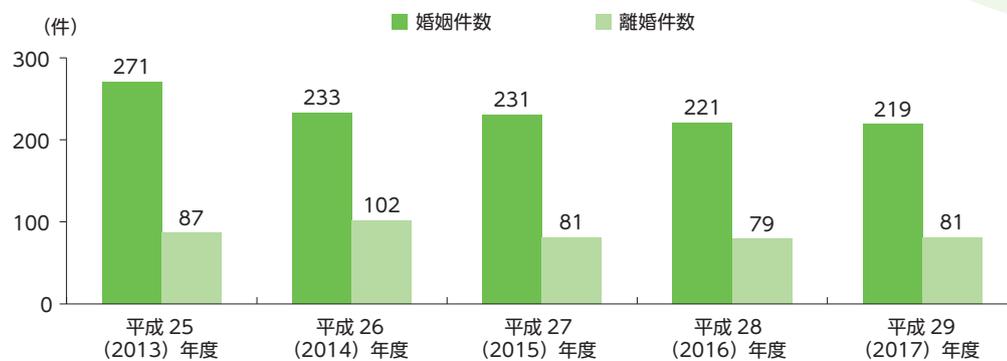


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

4 婚姻件数・離婚件数

本市の婚姻件数は、緩やかな減少傾向にあり、平成29（2017）年度は219件となっています。離婚件数は、おおむね横ばいで推移しており、81件となっています。

◆婚姻件数・離婚件数の推移



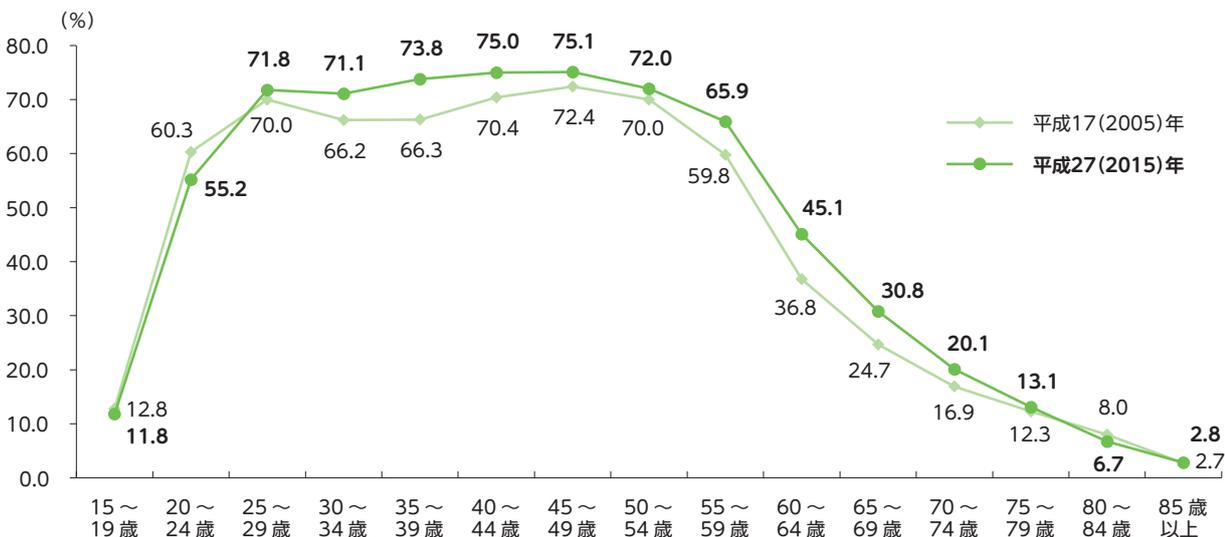
資料：厚生労働省「人口動態統計」



5 女性の就業率

本市における女性の就業率をみると、平成17（2005）年から増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、平成17（2005）年では、30歳台の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、平成27（2015）年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

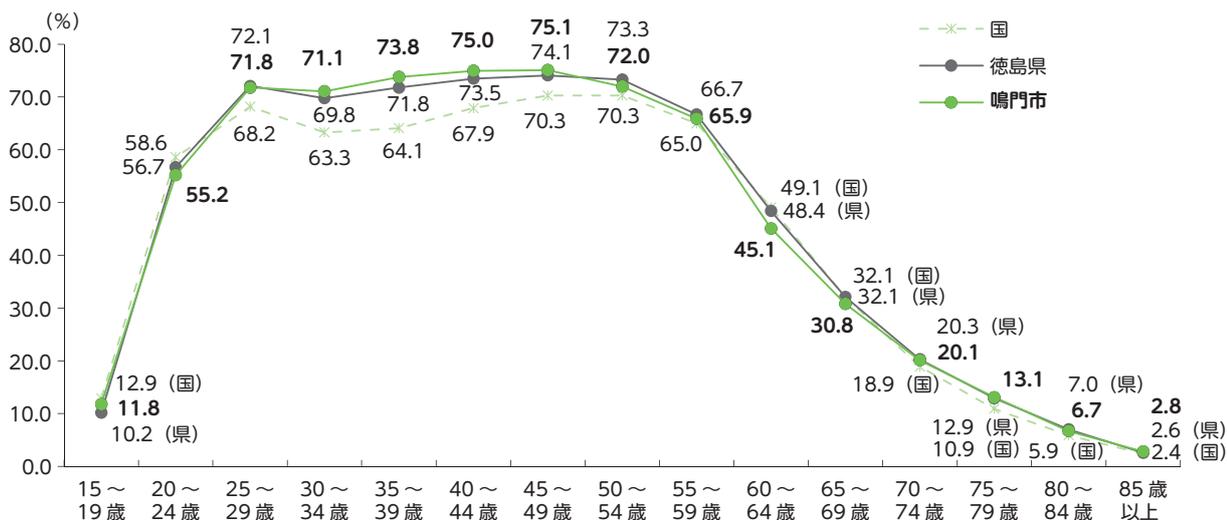
◆女性の就業率（経年比較）



資料：国勢調査

本市の30～40歳台の女性の就業率は、徳島県や国の平均を上回っています。

◆女性の就業率（県・国比較）



資料：国勢調査（平成27（2015）年）

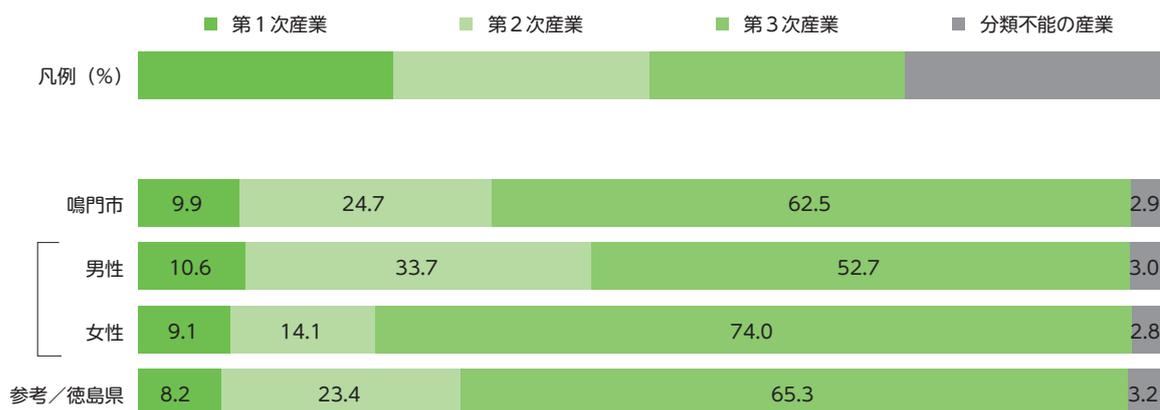
※ M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳台前半を谷とし、20歳台後半と30歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

6 産業別就業者構成比

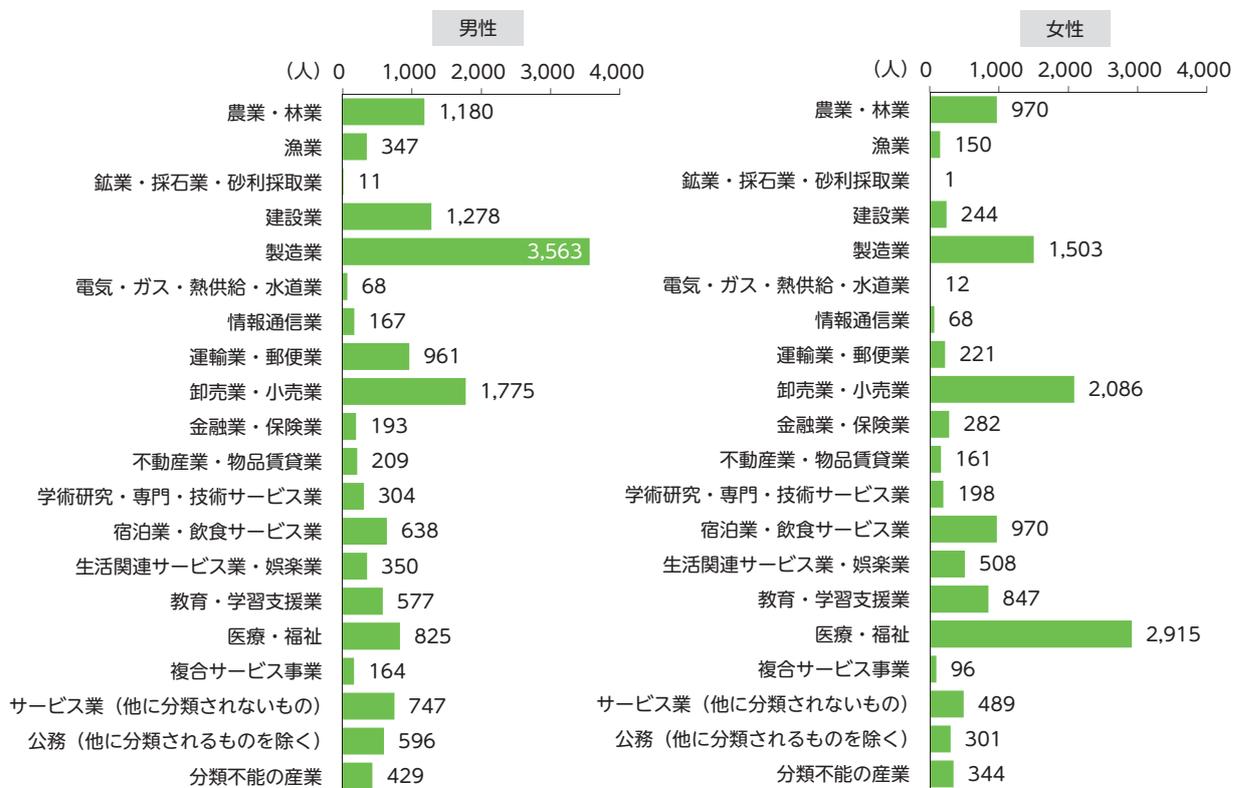
本市の産業別就業者構成比をみると、平成27（2015）年では第1次産業の割合が9.9%、第2次産業が24.7%、第3次産業が62.5%となっています。徳島県全体と比べ、第3次産業の割合がやや低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

◆産業別15歳以上就業者構成比



◆産業大分類別15歳以上就業者数



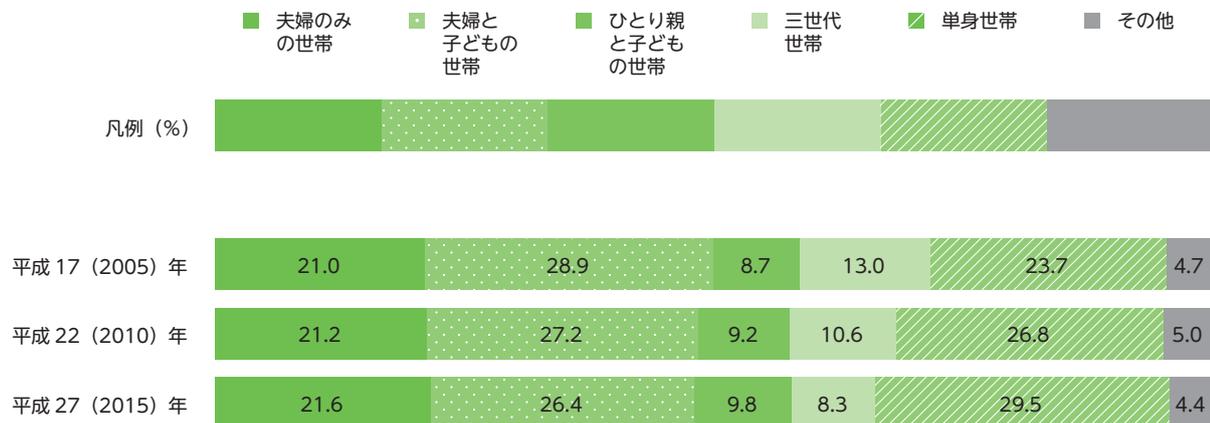
資料：国勢調査（平成27（2015）年）



7 世帯構成の推移

世帯構成について、平成17（2005）年から平成27（2015）年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

◆世帯構成の推移



資料：国勢調査

8 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、平成27（2015）年では398世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

◆ひとり親家庭の状況

	平成17（2005）年	平成22（2010）年	平成27（2015）年
ひとり親家庭（合計）	393	373	398
母子世帯数	350 (89.1%)	328 (87.9%)	350 (87.9%)
父子世帯数	43 (10.9%)	45 (12.1%)	48 (12.1%)

資料：国勢調査

9 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて増加しており、特に高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加が目立っています。

◆高齢者世帯数の推移

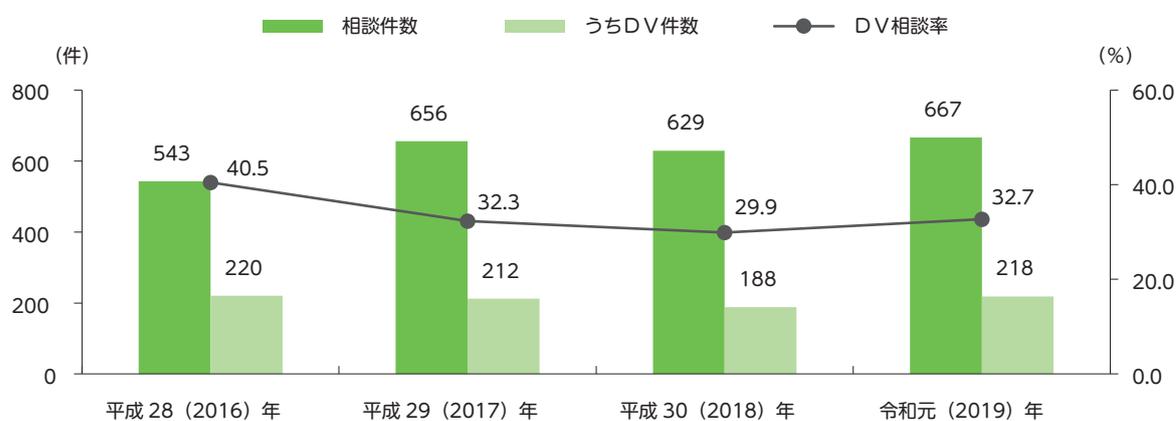
	平成22（2010）年		平成27（2015）年		増減率 （%）
	世帯数	構成比（%）	世帯数	構成比（%）	
総世帯数	22,932	100.0	23,153	100.0	1.0
65歳以上の高齢者がいる世帯	10,290	44.9	11,537	49.8	12.1
高齢者単身世帯	2,393	10.4	3,031	13.1	26.7
高齢者夫婦世帯	2,282	10.0	2,721	11.8	19.2
高齢者同居世帯	5,615	24.5	5,785	25.0	3.0

資料：国勢調査

10 鳴門市女性子ども支援センター「ぱあとなー」における相談支援状況

鳴門市女性子ども支援センター「ぱあとなー」における女性相談延べ件数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年は相談件数667件、そのうちDV件数が218件と、3割程度を占めています。

◆相談件数の推移



資料：庁内資料



11 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

本市の審議会等における女性委員の比率は26.2%と、全国市区町村平均を下回っていますが、徳島県市町村平均では上回っています。また、女性管理職の比率は20.5%と、全国市区町村平均を上回っていますが、徳島県市町村平均では下回っています。

◆市町村審議会等女性委員及び市町村職員女性管理職（課長級以上）の割合

	審議会等委員数※1			職員管理職※2		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職割合 (%)
徳島市	473	121	25.6	150	10	6.7
鳴門市	648	170	26.2	73	15	20.5
小松島市	401	96	23.9	52	11	21.2
阿南市	1,307	422	32.3	86	12	14.0
吉野川市	574	193	33.6	62	14	22.6
阿波市	303	58	19.1	80	24	30.0
美馬市	181	34	18.8	80	18	22.5
三好市	313	43	13.7	64	18	28.1
勝浦町	150	31	20.7	15	3	20.0
上勝町	81	7	8.6	14	4	28.6
佐那河内村	78	17	21.8	9	1	11.1
石井町	170	40	23.5	28	11	39.3
神山町	106	18	17.0	10	2	20.0
那賀町	132	29	22.0	27	4	14.8
牟岐町	134	50	37.3	16	4	25.0
美波町	184	42	22.8	18	4	22.2
海陽町	324	56	17.3	24	4	16.7
松茂町	293	105	35.8	19	6	31.6
北島町	136	24	17.6	15	7	46.7
藍住町	137	45	32.8	31	14	45.2
板野町	99	15	15.2	19	8	42.1
上板町	235	37	15.7	27	7	25.9
つるぎ町	165	30	18.2	57	8	14.0
東みよし町	208	32	15.4	24	12	50.0
徳島県市町村平均	—	—	25.1	—	—	22.1
全国市区町村平均	—	—	26.8	—	—	15.3

※1：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況

※2：課長級以上の職員への登用状況

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(平成31(2019)年4月1日現在)

12 統計でみる本市の現状からみた課題

課題の整理

- 未婚化、晩婚化を改善する取組をはじめ、関係部署と連携した、子育てしやすいまちづくりの更なる推進が必要です。
 - 共働き世帯の比率が高いことから、ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進が必要です。また、啓発に当たっては、産業別の就労状況を踏まえた効率的な情報発信を検討する必要があります。
 - 本市においても少子高齢化や小世帯化が進行しており、特に高齢になると女性の人口が男性を上回っています。増加傾向にある高齢者のみの世帯への支援など、地域ぐるみで支え合う取組が必要です。
 - ひとり親家庭や経済的困難な状況にある人が女性の場合、特に配慮が必要です。
 - 審議会等委員における女性委員の比率を高める取組をはじめ、管理職における性別にとらわれない評価による登用が必要です。
-
-



2 第2次計画期間における取組内容の点検と評価

本市では、第2次計画に基づいて実行している事業について、PDCA サイクルの考え方を踏まえ、毎年度その進捗状況を点検し、評価しながら次年度の取組に反映させてきました。

ここでは、第2次計画期間における取組内容の点検と評価結果を総括し、今後の課題を示しています。

基本目標 1

男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なるこ

課題と施策	(1) 男女平等意識づくりの具体的な推進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> • 人権問題に関する職員研修の開催 • 男女共同参画に関する広報等による市民への情報提供、鳴門市男女共同参画推進条例の周知、啓発 • 人権問題や男女共同参画に関するセミナーや出前講座、リーフレット等の活用や生涯学習を通じた啓発の推進 • 男女共同参画に関するアンケート等による市民意識や実態の把握 • 職場の業務遂行における男女平等意識等の向上
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修等への更なる参加促進 ● 誰にでも手に取ってもらいやすい広報等への工夫 ● 誰もが参加しやすいセミナーや講演会、出前講座にするための日程、内容などへの配慮、また、多様な媒体を活用した周知や呼び掛け ● 女性の職業生活における活躍を推進するための取組の拡充

課題と施策	(2) 男女平等を実現するための教育の実践
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を目的とした、各種学級や出前講座の実施、図書館業務の充実 • 親子で学べる食育教室の開催 • 保護者を対象とするPTA 人権研修会の実施、人権啓発だよりの発行 • 教職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女が共に参加しやすい文化事業や講座等の開催 ● 図書館の更なる利用促進 ● 料理教室への男性保護者の参加促進と家庭での実践に向けた働き掛け ● PTA 人権研修会への参加を促進する更なる周知 ● 教職員を対象とした研修内容の充実

基本目標 2

男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野で いきいき輝ける なる

課題と施策	(1) 政策・方針決定等への積極的参画の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 男女比を意識した広報モニターへの依頼 自治基本条例の周知による市民参画と協働によるまちづくりの推進 審議会等の女性登用率向上など、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進 女性の能力開発や人材育成のための職員研修と人事評価制度の充実
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 女性の新規広報モニターへの就任の促進 政策・方針決定の場における女性の登用率向上に向けた「女性人材バンク」の登録者拡大や環境づくり 女性管理職を育成するための研修の開催や人事評価制度の更なる精度の向上

課題と施策	(2) 社会活動への積極的参画の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 女性リーダーの育成につなげる、女性を対象とした女性学級等の実施、鳴門市婦人連合会の活動支援 食生活改善自主活動クラブの育成、職場や地域での健康づくり 食生活改善の取組を推進する指導的人材の育成 農協、漁協、徳島県と連携した、女性の理事や役員への登用促進や各種研修会等への参加推進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 女性グループの活動について、更なる周知と適切なサポート 消費者トラブルに関する広報や出前講座の充実、専門的知識を有する人材の育成、見守りネットワークの構築 女性学級の新規受講生の参加促進 食生活改善に関する教室への男性の参加促進 第1次産業における女性部活動の活発化につながるイベント等の検討

課題と施策	(3) 男女の自立をめざした能力開発の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 雇用拡大や企業の求める人材育成に向けた、労働関係機関が実施する各種講座の周知 女性の経済的自立のための生き方を支援する農家の家族経営協定の締結促進 男性の生活的自立を促進するための料理講習会の開催
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 各種講座の周知、求職者や在職者のスキル向上や専門的知識取得の促進 農家の家族経営協定締結の促進 料理教室を通じた男性の自立促進



基本目標3

男女が互いを思いやり、あんしんして暮らせる なる

課題と施策	(1) 暴力を許さない社会づくりの推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の規定に基づく権利擁護事業の推進、DVを含む高齢者虐待の被害の防止と早期対応による支援、啓発活動の推進 「鳴門パートナーシップDV対策会議」の運営 DV防止のパンフレット、リーフレットによる周知や啓発、また、若年層からのDV被害防止に向けた啓発の推進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 鳴門市版「高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた対応と関係機関との連携の強化 「鳴門パートナーシップDV対策会議」の開催回数や内容の充実 リーフレット設置場所や若年層の興味に合わせた啓発方法の検討

課題と施策	(2) 安心して相談できる体制の確立
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者総合相談窓口での相談体制の整備 妊産婦、乳幼児への相談や訪問指導による育児不安の軽減や育児支援、経過観察を必要とする子どもや虐待のハイリスク児等への個別支援 介護相談員派遣による介護保険施設等の利用者の疑問や不安の解消 鳴門市女性子ども支援センター「ばあとなー」におけるDVの早期発見と防止の啓発やワンストップ支援、また「女性のためのカウンセリング事業」の拡充、性同一性障がい（性別違和）に関する相談支援
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者総合相談窓口と庁内関係課の連携の強化 男性や子育てに関する支援を望まない人への積極的なアプローチ 新たな介護相談員の養成やスキルアップ 相談窓口の効果的な周知促進 DV被害者の心理的支援の内容の充実、性同一性障がい（性別違和）に関する相談支援力の向上

課題と施策	(3) 被害者の保護と救済支援体制の強化
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● DV やストーカー行為等の被害者保護のための支援措置、保護命令についての情報提供や申立書作成の補助 ● 高齢者虐待等による被害者の保護と救済支援体制の整備、成年後見制度相談窓口での専門相談員による相談支援 ● 基幹型地域包括支援センターの相談体制やネットワークづくりの強化 ● 緊急的な安全確保が必要な人への避難所入所費用の支援 ● DV 被害者の子どもの保護に関する、家庭児童相談員と保育施設との連携支援
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の状況に応じた被害者を保護する支援措置、保護命令制度の周知 ● 高齢者虐待等の被害者の保護と救済支援体制の充実、相談窓口の周知 ● 基幹型地域包括支援センターを中心とした会議の開催 ● DV 被害者の緊急一時保護が実施できる体制の継続

課題と施策	(4) 被害者の自立までをサポートする体制づくり
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の虐待や消費者被害、認知症高齢者等の家族への支援、早期発見や被害防止に向けた連携体制の整備 ● 鳴門市要保護児童対策地域協議会と関係機関が連携した要支援児童への支援 ● DV 被害者の子どもの転校時における幼稚園や学校との連携や支援、情報の厳重な管理に関する周知徹底 ● 被保護者の経済的自立に向けた就労支援の実施
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が抱える個別の課題の早期発見に向けた連携の強化 ● 鳴門市要保護児童対策地域協議会の充実 ● 情報管理の徹底に努めた上での支援 ● ケースワーカーの働き掛けによる被保護者就労支援事業の活用促進



課題と施策	(5) DVを地域からなくす環境整備
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「鳴門パートナーシップDV対策会議」の運営、他自治体と「パートナーシップ協定」を締結してのDV被害者への支援 研修やセミナー受講による相談員の資質の向上 若年層を対象としたDV被害防止に向けた意識啓発
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 「鳴門パートナーシップDV対策会議」の充実、広域の情報共有で得た内容の施策への反映 関係機関との連携を強化した迅速、適切な支援、また、臨床心理学の見地から、技術的指導を受ける体制の整備 成人式でのデートDV防止冊子を使った啓発の充実 教育現場等におけるデートDV防止や命の尊さや性に対する正しい知識育成の啓発の充実

基本目標4

男女が集まる にぎわいのある なんと

課題と施策	(1) 国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 海外からの国際交流員の受け入れによる国際交流の推進 鳴門教育大学と連携した子どもとの異文化交流、市内在住外国人向けの相談業務や語学講座の開設等の支援 鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会等の交流団体の支援による市民主導の交流促進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 語学講座等を通じた国際理解の深化、国際交流員の協力による国際交流の推進 大学と連携した国際理解教育や多文化共生のための情報提供の推進 国際交流事業の推進に向けた交流団体への支援

基本目標5

男女がにこにこ 心豊かに働ける なんと

課題と施策	(1) 働く場での男女平等の実践
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 男性職員の妻の出産休暇の取得、男性職員の育児への積極的参加の啓発 農家の家族経営協定締結の推進による女性の経営参画意識の啓発 固定的な性別役割分担意識による偏見や慣習の撤廃、働く場における男女平等意識の啓発の推進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業の取得者数や取得期間の増加に向けた取組 県や農協と連携した農家の家族経営協定締結の推進 職場内の男女平等意識の啓発に向けた各支援制度の周知、利用の促進

課題と施策	(2) 女性の就労環境の整備
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の周知徹底、制度活用の促進 ハラスメント防止に向けた研修の実施や啓発の推進、相談窓口の周知 労働関係法令や働きやすい職場づくりについての周知、啓発
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度の更なる利用促進 全職階の職員を対象としたハラスメント研修の実施 労働関係法令や働きやすい職場づくりについての周知

課題と施策	(3) 多様な働き方に対する支援
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるための時間外勤務の縮減、休暇制度の周知の徹底 市公式ウェブサイトを活用したコミュニティ・ビジネス※の意義や内容の周知、啓発 シルバー人材センター運営への支援 保護者の就労形態に応じた多様な子育て支援事業の実施
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 職員の年次有給休暇、育児休業取得促進に向けた取組と周知 コミュニティ・ビジネスについての周知や呼び掛け方法の検討 シルバー人材センター事業の周知 保護者の就労形態に応じた子育て支援

課題と施策	(4) 女性活躍推進法の周知及び取組の促進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職の登用拡大、男性の育児休業取得率の向上 さまざまな仕事で活躍する女性の情報の定期的な広報、男女共同参画推進条例や女性活躍推進法の周知、啓発
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価等の結果等を用いた女性管理職の積極的な登用 女性活躍推進に向けた情報の周知、具体的な取組の実施

※コミュニティ・ビジネスとは「地域の課題を、地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取組」と定義されている。例えば、農業従事者の後継者難で困っている過疎地の農家が、地域住民と協働して「農家民泊」を始め、宿泊客に農作業や農村生活の体験を提供するなど、農家に泊まることで、ありのままの農村の暮らしを楽しむとともに、農業への関心を高めてもらう「体験型観光ビジネスモデル」として起業するといった事例がある。



基本目標 6

男女が家庭責任や地域づくりを いっしょに担う となると

課題と施策	(1) 働く男女の家庭・地域生活の両立支援
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 延長保育や一時保育、障がい児保育事業、病児・病後児保育事業、放課後健全育成事業等子育て支援施策の実施
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時預かり事業の周知、啓発 ● 放課後児童クラブの施設整備による、高学年児童も受け入れられる体制整備に向けた連携や協議

課題と施策	(2) 家庭・地域における男女共同参画の実践
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性の食の自立と介護への参加等ジェンダーフリーの地域づくりをめざす「65歳からの男のクッキング」の開催。参加者が継続的に家事参加できるような支援、参加促進に向けた取組 ● 仕事と家庭生活両立を支援する鳴門ファミリー・サポート・センター事業の実施 ● 地域子育て支援拠点事業等での地域の子育て支援の充実
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 料理づくりを通じた男性の男女共同参画意識の醸成 ● 鳴門ファミリー・サポート・センターの更なる周知啓発 ● 地域子育て支援拠点の新規利用がしやすい環境の整備

課題と施策	(3) 防災分野における男女共同参画の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制の構築、地域の防災力向上に向けた取組
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「フェーズフリー」概念の浸透、多くの声を取り入れた避難所運営体制の構築

基本目標7

福祉の充実で 男女の自立をしっかりと支える となると

課題と施策	(1) 高齢者の生活への支援と介護
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の権利擁護を図る成年後見制度利用支援事業の実施 • 介護予防普及啓発事業等の実施による、高齢者の生きがいや健康づくり、社会活動参加の促進 • 高齢者が主体的に運営する「暮らしのサポートセンター」の開設支援 • 老々介護や家族等の負担を軽減するための支援や介護に関する知識、技術の向上 • 地域包括支援センターでの総合的な相談支援体制の充実
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の相談窓口や地域包括支援センターでの支援体制の整備 ● いきいきなるとボランティアポイント事業の活動の活発化 ● 暮らしのサポートセンターに対する支援 ● 介護者家族の会の周知 ● 地域のさまざまな関係者とのネットワークの充実

課題と施策	(2) 障がい者の生活支援と介護
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> • ピアカウンセリングの活用等、相談支援事業の拡充 • 障がい者のコミュニケーション支援や日常生活上必要な訓練や指導、社会との交流促進や外出の支援、個別ケア会議による計画的な支援 • 「障害者日常生活用具給付等事業」や「障害者住宅改造促進事業」の活用、鳴門市奨学金の支給
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口や地域活動支援センター事業の更なる周知 ● 地域自立支援協議会各団体への加入を促進する支援 ● 関係者が早期から情報共有できる体制づくりの構築

課題と施策	(3) ひとり親家庭への支援
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> • ひとり親家庭の経済的自立を支援する高等職業訓練促進給付金等事業や自立支援教育訓練給付金事業等の周知 • 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への心理的な支援や意識改革の促進
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当の適正な制度運営の実施、ひとり親家庭へのきめ細やかな情報提供や制度の周知 ● ひとり親家庭の相談業務のワンストップ化、各種制度の情報収集、提供



課題と施策	(4) 一生涯における男女の健康保障
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種がん検診の実施、がんの早期発見と正しい健康意識の普及や啓発 ● 生活習慣病の改善、予防や健康に関する正しい知識の普及を図るための健康教室や出前講座、健康相談等の実施 ● 「鳴門市チャレンジデー」の開催 ● 児童や生徒の発達段階に応じた、命の尊さや性に対する正しい知識を育てる授業や学活等の実施
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に若年の未受診者への受診勧奨、周知 ● 特定保健指導技術の向上 ● 市民の関心が高いテーマや講師による健康教室や出前講座の実施 ● 日々の運動を継続してもらうための周知 ● 発達段階に応じた授業の実践



男女共同参画週間にあわせて図書館で啓発
(男女共同参画に関する図書等の展示)



男女共同参画に関する職員研修

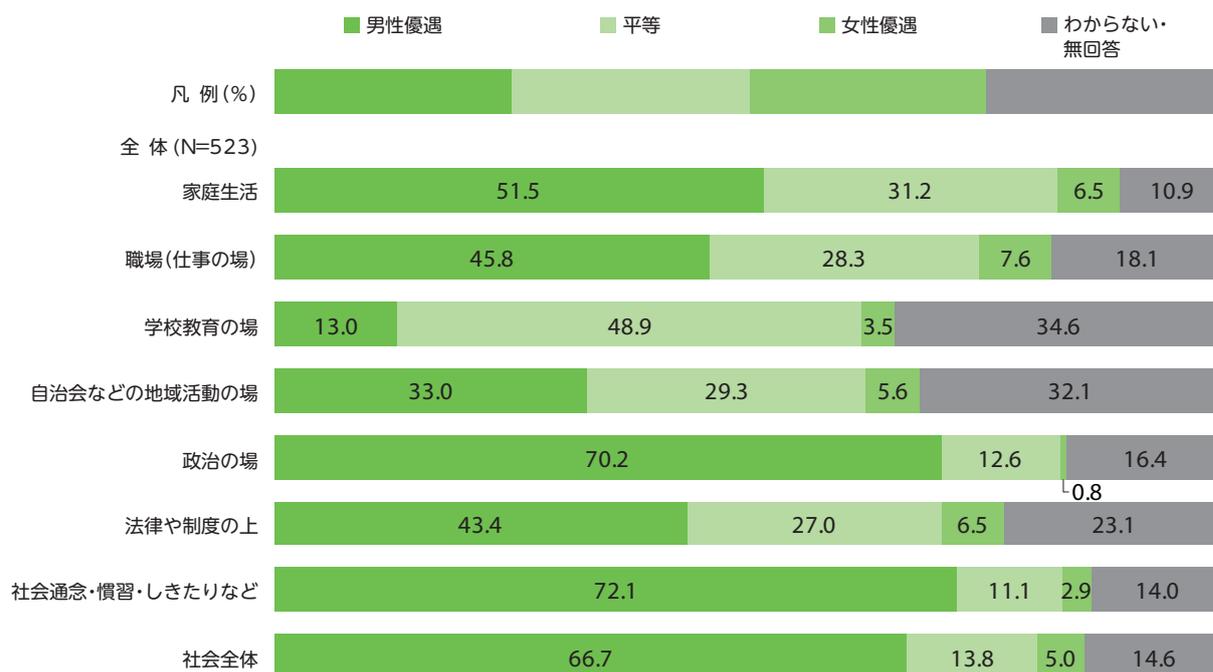
3 アンケート結果等から読み取れる現状と課題

1 人権の尊重と男女共同参画意識について

【市民意識調査結果では】

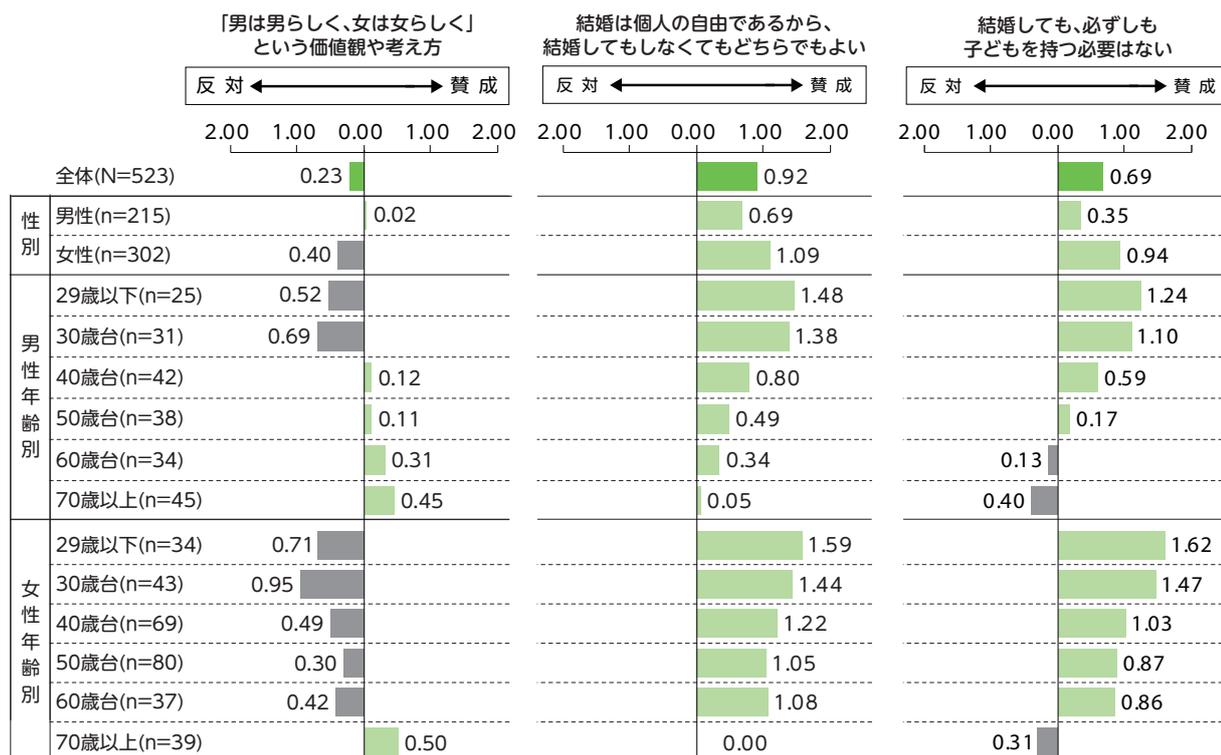
- 「学校教育の場」で平等意識が比較的高い。
- 全ての分野において男性優遇意識が強い。特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っている。

◆男女の平等意識



- 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、男女共に若い年齢層ほど賛成意識が高く、年齢が上がるほどその割合が低くなる傾向にある。
- 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については、若い年齢層ほど反対意識が高く、特に男性は、年齢が上がるほど賛成を示す回答が増えるなど、性別や年齢によって意識差がみられる。

◆結婚や家庭生活について



ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨）

- 家事、育児、介護等を性別に関係なく家族で分担し合う意識を強調しても、世の中の制度や慣行が男女共同参画の実現を阻んでいるところがある。制度や慣行から見直していくことが必要である。
- 家事、育児、介護等は、家族が分担し合うのが当然であるという意識の醸成が必要である。

課題の整理

- 「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」の払拭が必要です。
- 人権の尊重と、男女がお互いに認め合い尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するための、継続的で誰にでも分かりやすい意識啓発が必要です。
- 性別や年齢、あるいは結婚や妊娠といったライフステージの節目などに応じた、効果的な啓発活動の検討が必要です。（例：若い人向けの啓発方法、高齢者向けの啓発方法、妊娠届出時の資料配布による啓発方法など）

2 学びの場における男女共同参画について

【市民意識調査結果では】

- 男女の平等意識では「学校教育の場」において「平等になっている」意識が最も高い。
- 子どもの育て方については「社会人として自立できるように育てる」をはじめ、「子どもの個性に応じて育てる」など、性別にとらわれない育て方が主流となっている。
- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が上位に回答されている。

ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨）

- 子どもが、お互いを認め、その能力を正しく評価できる大人になれるよう、教育していくことが重要である。
- 人権教育では、もっと人を認め合うことの素晴らしさや子育てを含め温かい家庭を作ることの喜びを教えるべきである。
- 保育・教育においては、男女の差をなくし、誰でも何でも一緒に楽しく行うことの大切さを教えるべきである。
- 教育の場における男女共同参画は重要である。そのため、学校教育のカリキュラムの中にきちんと位置付ける必要がある。
- 就学前からの人権教育、人権尊重意識を高める取組に加え、男女共同参画の推進に向けて、性別にかかわらず尊重し合う意識や周りの環境づくりについて学び、実践できる取組が大切である。

課題の整理

- 子どもの頃からの男女平等意識の醸成が必要です。
- 進路選択の場面などにおいて、性別にかかわらず本人の意思に基づいた多様な選択を可能にする取組が必要です。
- 学校のみならず、家庭や地域等さまざまな場での男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。



3 あらゆる分野における男女共同参画について

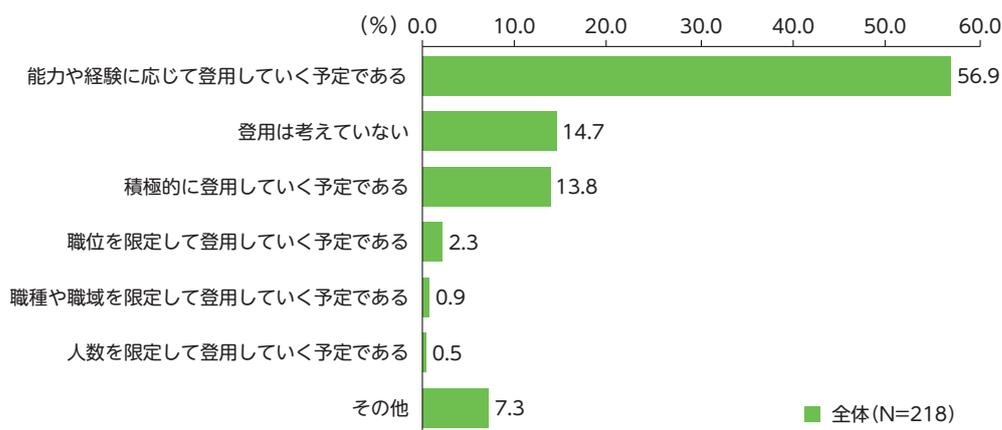
【市民意識調査結果では】

- 「政治の場」において男性優遇意識は約7割を占め、ほかの分野を上回っている。

【事業所アンケート調査結果では】

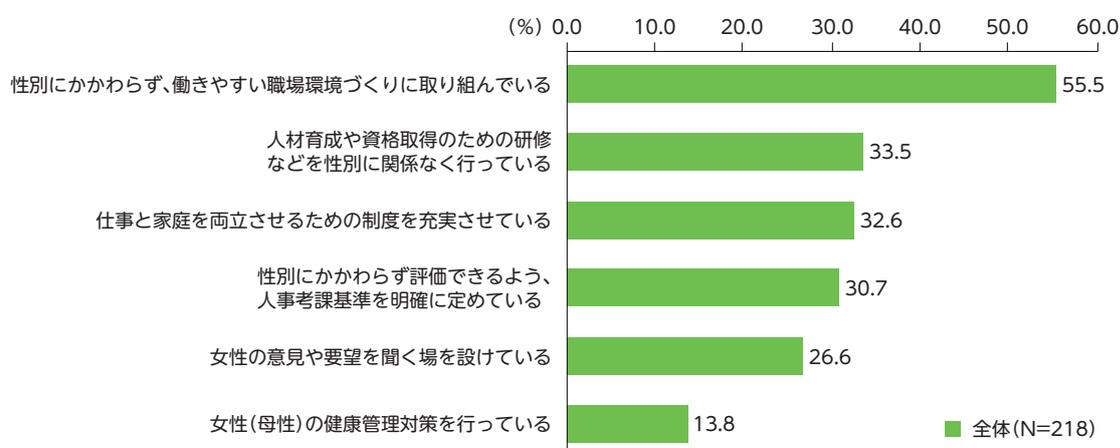
- 女性管理職の登用については「能力や経験に応じて登用していく予定である」が最も多く、その課題としては「女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい」「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」などが回答されている。

◆女性管理職の登用について



- 女性従業員を積極的に活用するための取組については「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が最も多く、次いで「人材育成や資格取得のための研修などを性別に関係なく行っている」「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」などが続いている。

◆女性従業員を積極的に活用するための取組（上位項目抜粋）



ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨）

- 鳴門市にも、女性活躍の気運をつくるべき。そのため女性の活躍を「見える化」する。
- 女性が活躍できる「場」を具体的にイメージしてもらう取組が必要である。
- 本市の審議会等における女性委員登用率が依然として低い。女性委員人数のクォータ制（割り当て制）の導入など、定員に対する女性の人数を決めて、義務化するなどして女性委員を増やす。
- 若い世代を含め幅広い年齢層の方が、市の政策や議会での取組について学ぶ講座を開催してみるなど、政策・方針決定の場への女性の関心を高める取組があればよいと思う。
- 起業を望む女性は少なくないと思われる。福祉的な仕事の起業については、女性の考え方が必要である。

課題の整理

- 企業等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図る取組が必要です。
 - 女性の活躍促進に向けた男性、女性の意識改革の促進が必要です。
 - 庁内における審議会等の女性の積極的な登用に加え、職員の管理職への登用に関しては、性別にとられない評価が必要です。
-

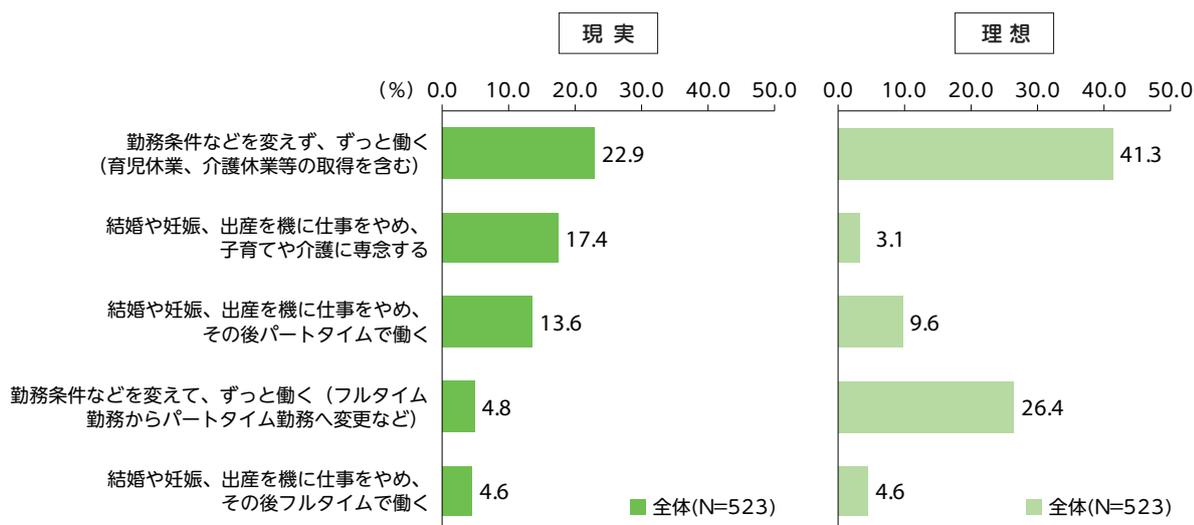


4 働く場における男女共同参画について

【市民意識調査結果では】

- 女性が、結婚や妊娠、出産、介護などの節目に選んだ働き方については「勤務条件などを変えず、ずっと働く」が最も多い。
- 「仕事をやめる（復職者を含む）」人は合計で3割以上を占め、ずっと働く人の割合を上回っている。
- 女性の望ましい働き方（理想）をみると「勤務条件などを変えず、ずっと働く」とする考え方が最も多く、継続的な就労ニーズがうかがえる。

◆ ライフステージの節目の働き方（現実と理想）

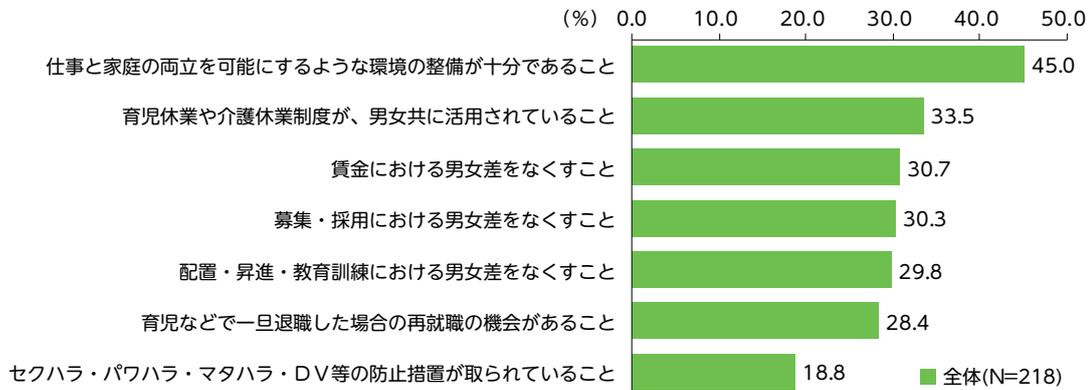


- 職場での女性の待遇等については、男性は女性に比べて「配属場所が限られている」、女性は「能力を正當に評価されていない」「結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある」の回答がそれぞれ多い。
- 女性の働きやすさについては「ある程度は働きやすいと思う」が約4割みられるが、「働きやすいとは思わない」は女性が男性を上回り、特に女性の30～50歳台が多い。
- セクシュアルハラスメント（セクハラ）被害を受けたことがある女性は20.2%で、特に30～40歳台で多くみられる。
- パワーハラスメント（パワハラ）の被害を受けたことがある人は、男性が15.3%、女性が24.2%となっている。

【事業所アンケート調査結果では】

- 男女共同参画社会実現に必要と思うことについては「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」が最も高く、次いで「育児休業や介護休業制度が、男女共に活用されていること」「賃金における男女差をなくすこと」などが続いている。

◆男女共同参画社会実現に必要と思うこと（上位項目抜粋）



- セクシュアルハラスメント（セクハラ）について「相談があった」割合は6.0%、パワーハラスメント（パワハラ）は14.2%となっており、いずれも従業員規模が大きな事業所ほど、その割合も高くなる傾向にある。
- マタニティハラスメント（マタハラ）について「相談があった」割合は1.4%、ドメスティック・バイオレンス（DV）は2.3%と、それぞれ低い割合となっている。

ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨）

- 性別に関係なく能力を正しく評価してほしい。
- 民間企業、団体などに、女性の積極的登用、男女共同参画、女性活躍、働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランス等について、例えば、工夫した取組やアイデアを表彰するなど検討すれば、啓発につながるのではないかと思う。
- 子育て世代が「鳴門は子育てしやすいから住みたい」と思ってもらうため、出産後でも復職や再就職しやすい環境づくりが必要である。

課題の整理

- 男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解促進が必要です。
- 雇用や就業における女性の就業の継続、再就職など、関係機関と連携した支援が必要です。
- ハラスメント行為は「重大な人権侵害」であり、「暴力」でもあるという意識啓発の更なる推進が必要です。
- 相談体制の整備や被害者支援等の取組が必要です。

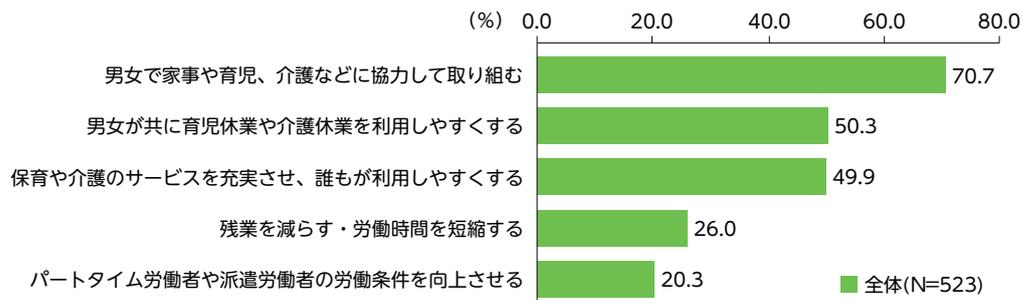


5 仕事と家庭の両立について

【市民意識調査結果では】

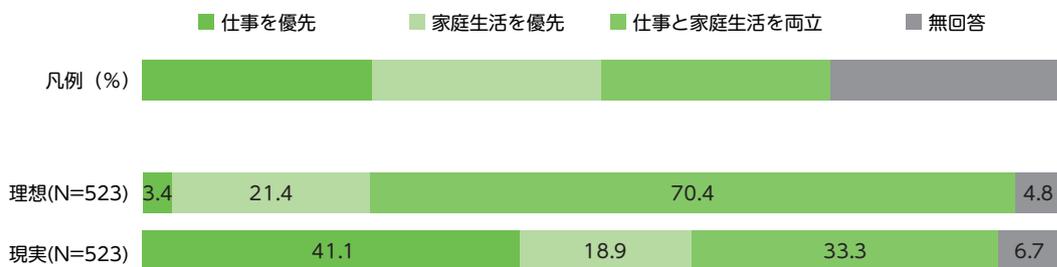
- 育児休業の取得率は男性0.9%、女性16.9%、介護休業については女性で0.7%である。
- 男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことについては「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」をはじめ「男女が共に育児休業や介護休業を利用しやすくする」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」などが続く。

◆男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと（上位項目抜粋）



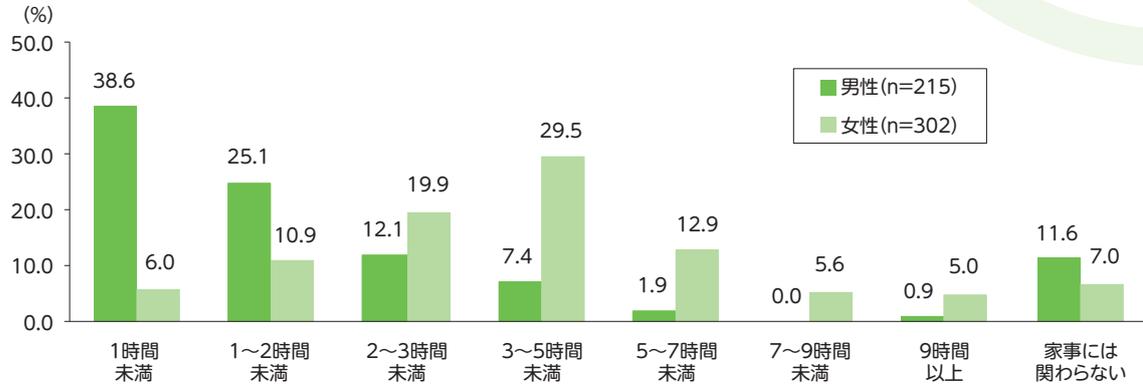
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」への「反対意識」は約7割を占める。
- 仕事と家庭生活のバランスについては、男女共に理想は「仕事と家庭生活を両立」が最も多いが、現実には「仕事を優先」が理想を大きく上回り、理想と現実のギャップが大きい。

◆仕事と家庭生活のバランスについて



- 家事に費やす時間をみると、男性は「2時間未満」で6割以上を占めるが、女性は「3～7時間未満」で男性を大きく上回る。

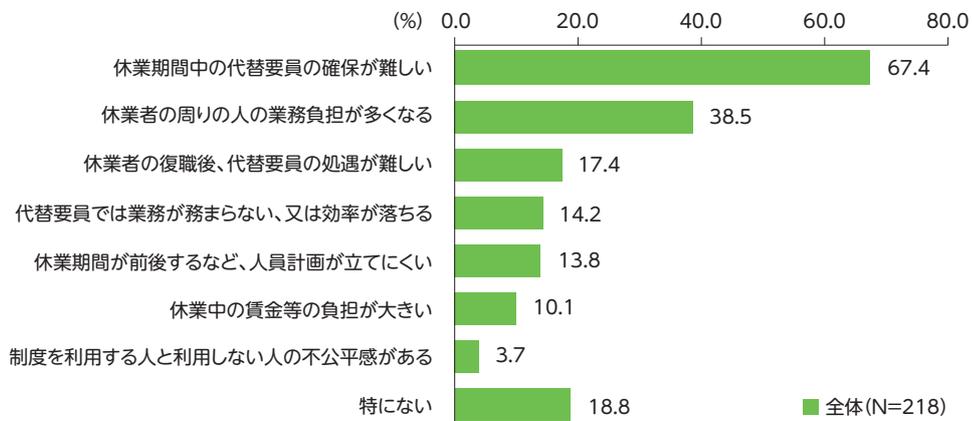
◆家事に費やす時間



【事業所アンケート調査結果では】

- 育児・介護休業制度を定着させる上での課題については「休業期間中の代替要員の確保が難しい」が最も多く、次いで「休業者の周りの人の業務負担が多くなる」が続く。

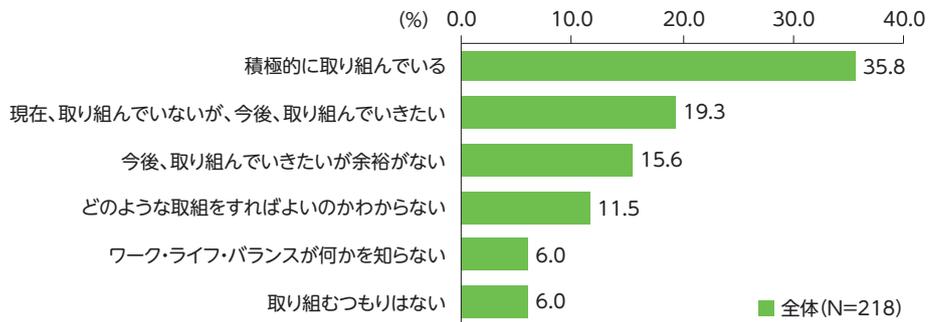
◆育児・介護休業制度を定着させる上での課題（上位項目抜粋）





- ワーク・ライフ・バランスの取組については「積極的に取り組んでいる」が4割近くを占める。

◆ ワーク・ライフ・バランスの取組について



ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア (抜粋・要旨)

- 男性の男女共同参画への認識が低い。男性は女性の能力を信頼すべき。
- 子育てや介護を、家庭内の問題ではなく社会全体で支援する必要がある。
- 女性活躍の推進と、男女共同参画意識の醸成を共に進めることによって、女性が安定した職業生活を可能とする環境づくりや女性活躍の受け皿づくり、家庭で女性のみを負担がかからないことなどが実現すると思う。

課題の整理

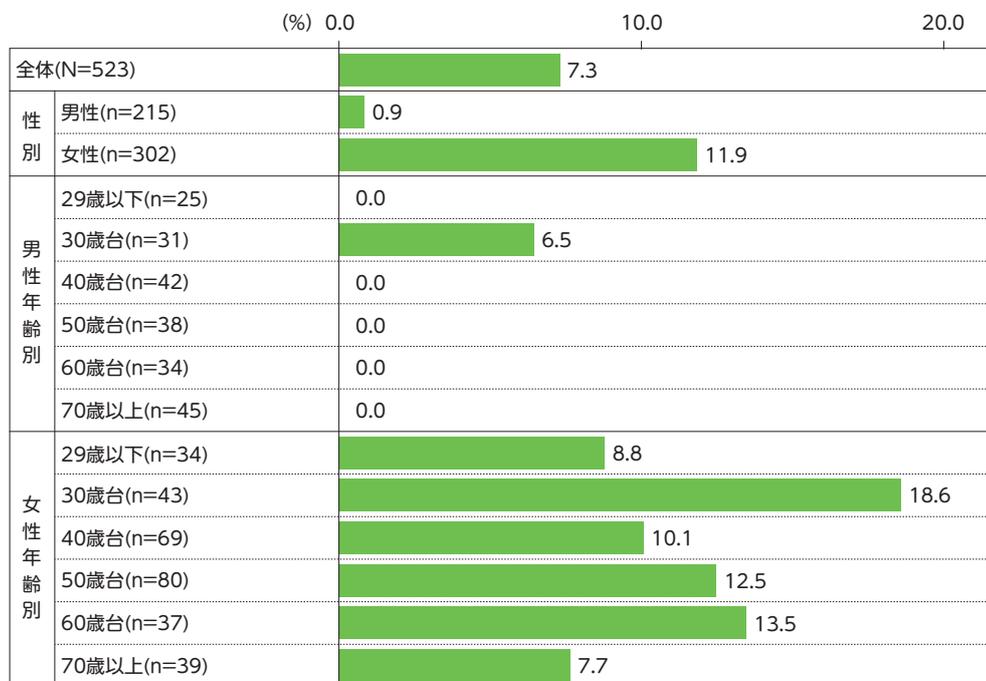
- 男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備が必要です。
- 男性が家事や育児、介護などをする事への理解促進が必要です。
- 労働時間短縮等に向けた事業所等への働き掛けが必要です。

6 暴力を許さない社会づくりについて

【市民意識調査結果では】

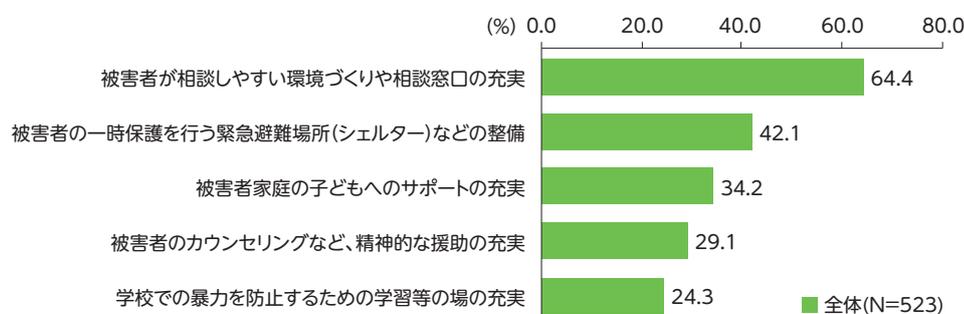
- DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合は、男性が0.9%、女性が11.9%となっており、特に女性の30歳台が多い。

◆ DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合



- DVの相談先としては「友人や知人」「家族や親族」が多い。
- 「どこ（だれ）にも相談しなかった」人も多く、その理由としては「どこ（だれ）に相談してよいか、わからなかったから」「相談しても無駄だと思ったから」といった回答が多い。
- DVに対する必要な取組については「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多く、次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者家庭の子どもへのサポートの充実」などの順となっている。

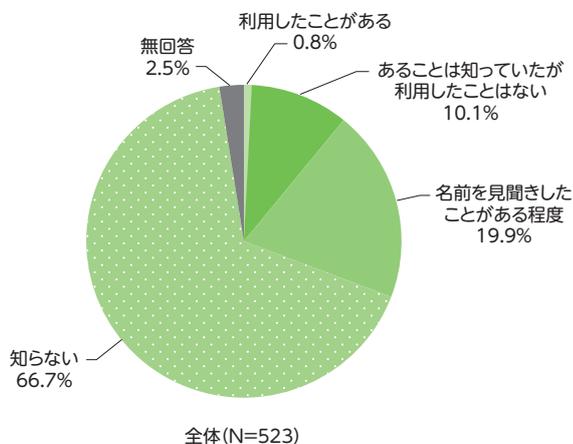
◆ DVに対する必要な取組（上位項目抜粋）



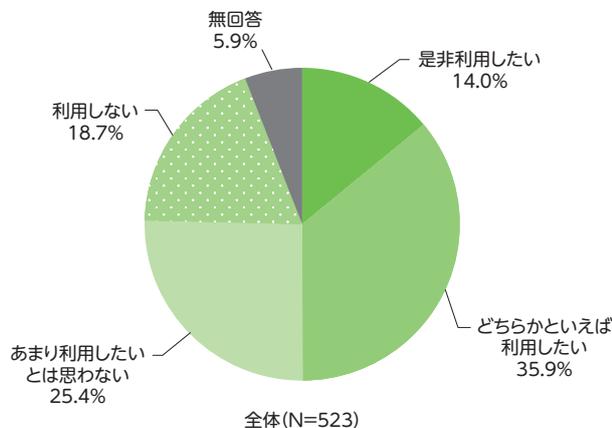


- 鳴門市女性子ども支援センター「ぱあとなー」の認知率は約3割となっている。
- 利用意向については、約半数が「利用したい」と回答している。

◆「ぱあとなー」の認知状況



◆「ぱあとなー」の利用意向



ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨）

- 守られるべきは「被害者」であることを、社会全体が共有することが必要である。
- すぐに、簡単に、相談できる場所や人が必要である。
- 新型コロナウイルス禍で、DVと児童虐待が同時に起きている家庭も危惧されるので、今後も個別相談支援の充実、そして、どの家庭にも起こりうることとして、市民全体への啓発が必要である。
- 少数かもしれないが、男性のDV被害者支援も必要である。

課題の整理

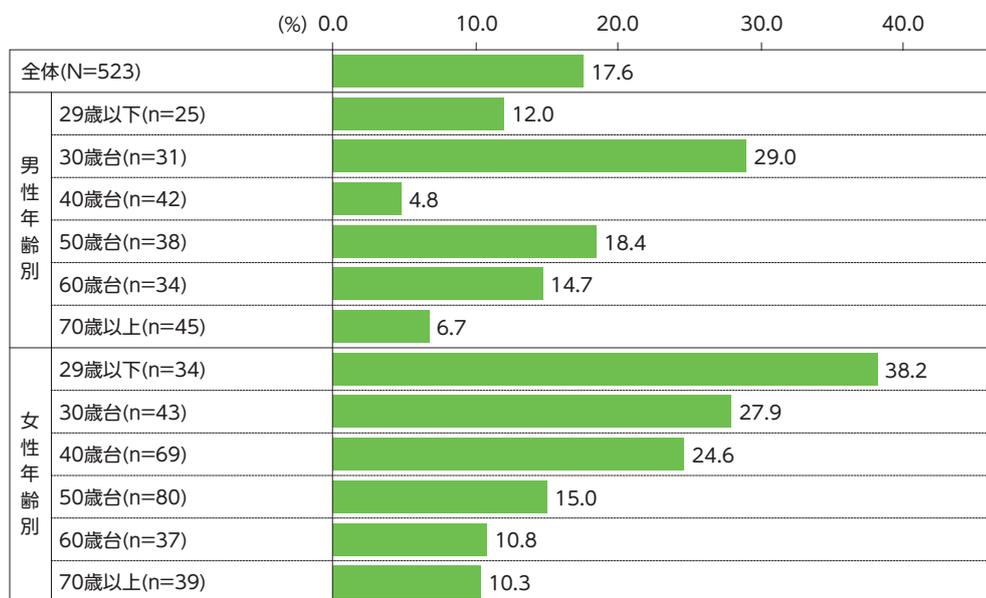
- 家庭や学校等における暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- DV防止のための広報、啓発の充実が必要です。
- 関係機関と連携した、DV被害者等が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。
- デートDVや虐待等の問題に関して、さまざまな機会を通じた幅広い世代への広報、啓発の充実が必要です。
- 「ぱあとなー」などの相談支援窓口の周知が必要です。

7 性的マイノリティ「LGBT (Q +)」等について

【市民意識調査結果では】

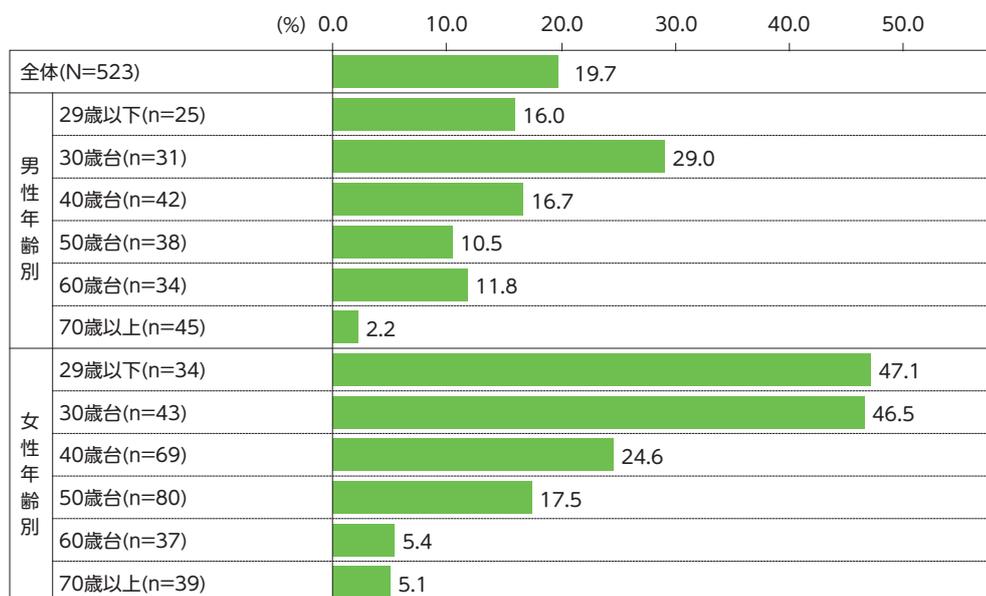
- 「LGBT (Q +)」 「性的マイノリティ」 の 「内容 (意味) をよく知っている」 割合は、男性に比べ女性で高く、特に女性は若い年齢層ほど割合が増える傾向にある。

◆ 「LGBT (Q +)」 「性的マイノリティ」 の 「内容 (意味) をよく知っている」 割合



- 約2割が身近に性的マイノリティの当事者が「いると思う」と回答している。その割合は、特に女性の30歳台以下で多くなっているものの、男女共に年齢が上がるほどその意識は低い傾向にあり、年齢差が目立っている。

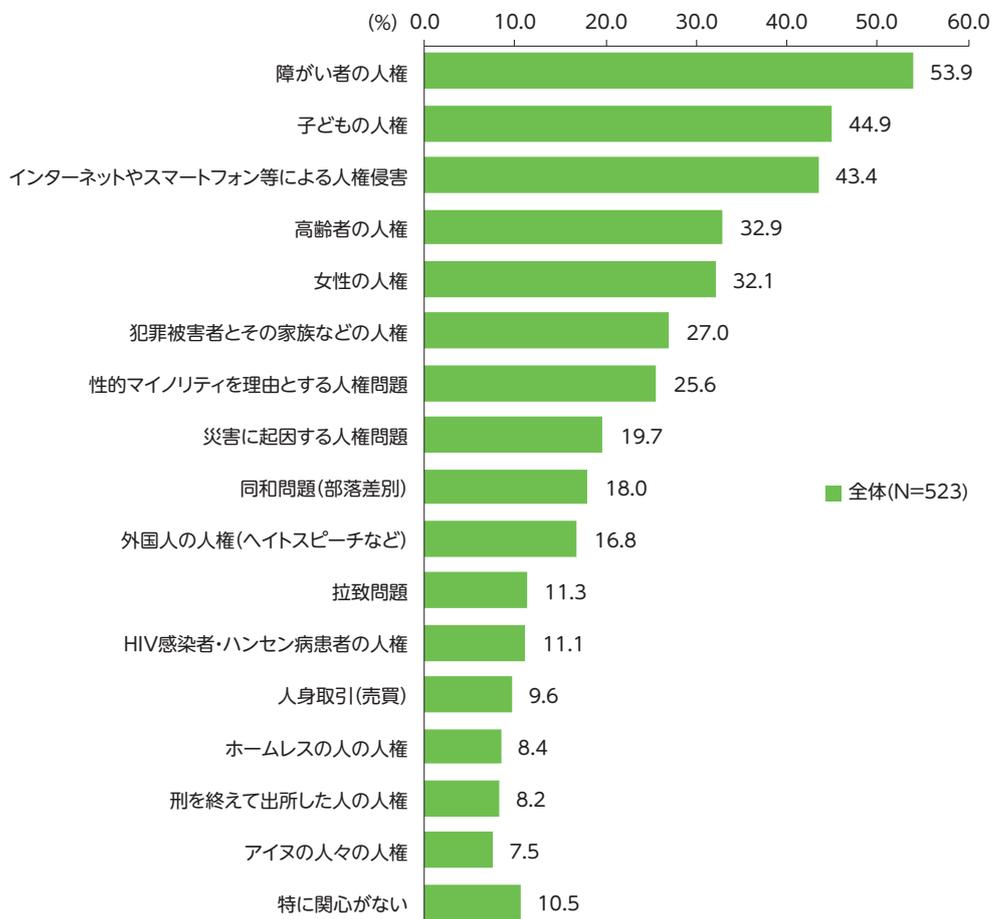
◆ 身近に性的マイノリティの当事者が「いると思う」割合





- 今後、鳴門市が取り組むべき人権課題については「障がい者の人権」や「子どもの人権」「インターネットやスマートフォン等による人権侵害」「高齢者の人権」「女性の人権」などが、上位に回答されている。

◆ 今後、鳴門市が取り組むべき人権課題



ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア (抜粋・要旨)

○これからの社会は「LGBT」の人たちが安心して暮らせる環境づくりが必要である。

課題の整理

- LGBT (Q +) への配慮など、多分野にわたる人権施策の取組が必要です。

8 生涯を通じた健康づくりについて

【市民意識調査結果では】

- 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」への「賛成意識」は7割以上を占めている。
- 「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」への「賛成意識」は約7割を占めている。
- 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男女共に若い年齢層は「賛成意識」が多いが、年齢が上がるほど「反対意識」が多くなるなど、年齢による差が顕著にみられる。

課題の整理

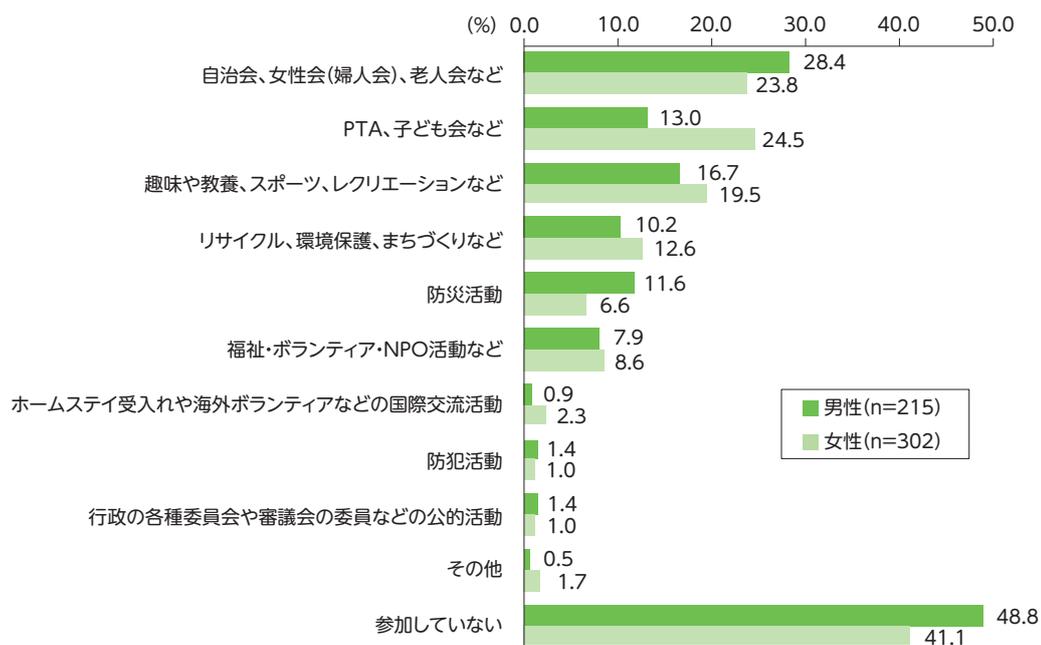
- 女性の人権を尊重し、結婚や出産など自身の意思に基づいて選択できる考え方について、より一層の周知、浸透を図ることが必要です。
- 女性特有の疾病予防をはじめ、女性の心身の健康に対応した多様な相談や情報提供体制の充実が必要です。

9 地域社会における男女共同参画について

【市民意識調査結果では】

- 地域活動への参加状況は、女性は「PTA、子ども会など」で、男性を大きく上回っている。
- 地域活動に「参加していない」割合は、4割以上を占めている。

◆地域活動への参加状況





- 防災・災害復興対策については「防災訓練などへの参加」をはじめ、「避難所機能の充実に向けた検討」「避難所の運営における女性リーダーの配置」などで、女性の活躍が必要とされている。

ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨）

- 婦人会など地域活動グループに若者に参加してもらい、若い感覚や発想を大事にした取組を推進していく。
- 防災のリーダーとして、活躍してもらおう女性を育てる。
- 避難所運営に女性の視点が必要である。
- 鳴門市防災会議の女性委員を増やすことが必要である。
- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、性的マイノリティの人も安心して避難できる方策を検討する。
- 生活困難な子育て家庭への支援を充実し、安心して暮らせる環境づくりが必要である。

課題の整理

- 誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- 防災対策への女性の視点やニーズの反映が必要です。
- 性別にかかわらず、地域おこしやまちづくりなどさまざまな地域活動に、誰もが参画しやすい地域社会づくりが必要です。

10 男女共同参画の推進施策について

【市民意識調査結果では】

- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては、「子育て支援サービスを充実する」や「高齢者や障がいのある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」などが、上位に回答されている。

◆男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと（上位項目抜粋）



ヒアリング調査で寄せられた意見やアイデア（抜粋・要旨）

- これからの ICT が進む時代を考えると、性別にかかわらず若い世代に、活動の場をどんどん与えるべき。新しい発想や感覚を受け入れる土壌が、男女共同参画の進展につながる。
- 推進審議会にも、若い人に委員に入ってもらった方がよい。
- 子どもを2人3人産んでも、働きやすい環境の整備、子育てに専念して認められる社会をめざすべき。
- 鳴門市の取組の内容が、市民にも見えるようにすることが必要である。

課題の整理

- 子育て支援サービスの充実をはじめ、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの充実が必要です。
- 多分野にわたる取組を充実させるために、庁内をはじめ関係機関や地域、事業所等との連携の強化が必要です。

第4章 計画の考え方

1 基本理念と基本目標

1 基本理念

第2次計画策定後の平成29（2017）年3月に策定した、本市の最上位計画である「第六次鳴門市総合計画 後期基本計画」においては、目標とする市の将来都市像を「結び合う絆が創る 笑顔と魅力うずまく鳴門」と定め、市民、地域、事業者、行政が信頼関係により強い絆で結ばれ、共に考え、行動していくことが大切であるという視点に立ち、市民参画と協働のまちづくりによって、誰もが鳴門市に住んで良かったと実感できるまちづくりをめざしています。

「第六次鳴門市総合計画 後期基本計画」における「基本目標2 ずっと笑顔で生きがいを感じるまちづくり」の政策1、「ひとにやさしく健康で安らげるまち なんと」における「人権」と「男女共同参画」が本計画に関連する主な施策となります。

一方、第2次計画では7つの基本理念を掲げ、その実現をめざして、さまざまな施策を推進してきました。本計画においては、これまでの基本理念を踏まえつつ、社会的背景の変化をはじめ、これまでに見えてきた継続的な課題や新たな課題、また、「第六次鳴門市総合計画 後期基本計画」や「鳴門市男女共同参画推進条例」の考え方などを踏まえ、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

基本理念

とも ひと あ ささ あ だれ えがお かがや
共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なんと

2 基本目標

第2次計画においては、7つの「基本理念」の下、7つの「基本目標」を定め、それぞれに「課題と施策」を組み立て、多様な取組を推進してきました。本計画では、新たに定めた「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化、また、新たな課題等を踏まえ、大きく3つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて9つの「基本施策」を設定し、それぞれに「施策の方向」を組み立て、個別の取組を推進します。個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標1 お互いを認め合うまち になると

男女共同参画のまちづくりを推進するためには、その基盤として、誰もがお互いの人権を尊重し認め合う意識が重要です。しかし、性的マイノリティに関する人権問題やインターネット、スマートフォン、SNSの普及に伴う人権問題、また、社会のさまざまな分野において「男性優遇」意識が依然として根強く残っている現状など、解決すべき新たな課題や継続的な課題は山積しています。

男女共同参画意識の更なる醸成に向けて、その基盤である人権を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標2 誰もが活躍できるまち になると（女性活躍市町村推進計画）

社会のあらゆる政策・方針決定過程の場において、女性の登用・参画を促進するとともに、女性のキャリア形成等能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

働く場においては、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、男女間の格差の解消や労働条件の改善など、企業等に対する男女共同参画への取組を促進します。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組みます。また、地域活動や防災活動、国際活動における男女共同参画を促進します。

この基本目標2に係る取組は、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍市町村推進計画」として位置付けます。

基本目標3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち になると

さまざまな機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。これらに関連する取組を「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、健康づくりへの支援や妊娠・出産等に関する支援を推進します。また、地域共生社会の考え方に基づく地域福祉を推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。



2 施策の体系



第5章 計画の展開

基本目標 1 お互いを認め合うまち になると

【基本施策1】 男女共同参画の意識づくり

● 施策の方向 ●

一人ひとりが「個」を大切にしながら相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、さまざまな啓発活動に取り組みます。そのため、多様な媒体を活用した啓発や情報の提供を行い、男女共同参画への理解を促進します。

1 人権を尊重する意識づくり

取組	取組内容	担当課
市民への啓発の推進	● 人権や男女共同参画に関するセミナー、出前講座の充実をはじめ、催事の場におけるパネル展示等を推進し、市民の意識の向上を図ります。	人権推進課
職員への啓発の推進	● 人権問題啓発推進者養成講座や人権行政研修など、多様な研修等を通して、職員の人権意識及び男女共同参画推進への意欲の向上を図ります。	人事課 人権推進課

2 男女共同参画の理解促進

取組	取組内容	担当課
分かりやすい情報提供と啓発の推進	● 広報なるとやテレビ広報、市公式ウェブサイトなど多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく男女共同参画に関する情報を提供します。	秘書広報課 人権推進課
男女共同参画社会の気運づくり	● 「鳴門市男女共同参画推進条例」や「鳴門市男女共同参画都市宣言」の周知、啓発など、男女共同参画社会の気運づくりを推進します。	秘書広報課 人権推進課
男性に対する男女共同参画の推進	● 男性にとっても生きやすい社会の形成をめざし、家庭・地域等への男性の参画を重視した啓発に努めます。	人権推進課



3 マイノリティに関する啓発

取組	取組内容	担当課
社会的少数者への理解促進	● 性的マイノリティ（性的少数者）や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々、障がい者等さまざまな差別に苦しんでいる人々への理解が進むよう、人権セミナー等を通じて周知・啓発を行います。	人権推進課

● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	13.8% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	11.1% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的な市民の割合	69.4% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方について否定的な市民の割合	53.5% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
「LGBT(Q+)」「性的マイノリティ」という言葉や意味を知っている市民の割合	74.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
「鳴門市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	39.7% (令和元年度)	増やす	市民意識調査

【基本施策2】 学びの場における男女共同参画の意識づくり

● 施策の方向 ●

子どもが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、幅広い世代を対象とした、男女共同参画に関する多様な学習機会の充実に努めます。

1 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

取組	取組内容	担当課
子どもの頃からの意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、性別にかかわらず個性を尊重する意識を養うことができるよう、保育所や認定こども園、幼稚園、小中学校において人権教育の充実に努めるとともに、男女共同参画の意識の醸成を図ります。 	子どもいきいき課 学校教育課
学校等を通じた意識等の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所や認定こども園、幼稚園、小中学校における保育・授業参観や人権集会、PTA 人権研修会の実施や人権啓発だよりの発行などを通じて、保護者の人権意識、男女共同参画の意識の醸成を図ります。 	子どもいきいき課 学校教育課
教職員の意識等の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 市人権教育研究指定校での研究実践に努めるとともに、新転入、事務栄養職員、中堅教員人権研修会等を開催し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と指導力の向上を図ります。 	学校教育課

2 多様な社会教育機会の充実

取組	取組内容	担当課
社会教育・生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術祭、文化イベントの開催などを通じて、人と人との絆を深め、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。 ● 誰もが参加、受講しやすい各種学級や出前講座を実施するとともに、図書館サービスの充実に努め、学習機会の創出や情報の提供を図ります。 	文化交流推進課 生涯学習人権課
市民への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区自治振興会やボランティア団体、NPO 法人との連携を強化し、講座・講演会等の市民の参加を促進します。 	市民協働推進課
国際理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツや中国の文化講座を開催し、国際理解の促進を図ります。 ● 男女共同参画に先進的に取り組んでいる国々の取組状況や国際的な動きなどの情報を収集し、広報等による市民への情報提供に努めます。 	文化交流推進課 人権推進課



● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	48.9% (令和元年度)	増やす	市民 意識調査



市民向けドイツ語講座



小学校での中国文化講座

基本目標 2 誰もが活躍できるまち になると(女性活躍市町村推進計画)

【基本施策3】 女性が活躍できる基盤づくり

● 施策の方向 ●

政策や方針決定過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できるよう周知啓発を行うとともに、庁内においても、審議会等における女性委員選任割合の向上や性別にとらわれない「個」を重視した人事評価を図ります。また、男女共同参画を推進する女性リーダーの育成に努めます。

1 政策・方針決定過程における女性活躍の促進

取組	取組内容	担当課
女性活躍推進に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「女性活躍推進法」等の周知啓発を行うとともに、女性の活躍を推進するための庁内研修や市民を対象としたセミナーを実施します。 ● 庁内職員で構成する鳴門市男女行動計画ワーキンググループを活用して、女性の職業生活における活躍を推進するための課題や取組について検討します。 	人事課 人権推進課
鳴門市女性人材バンクの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の人材情報を登録し、審議会等委員や講演会等講師候補者とする「鳴門市女性人材バンク」の周知・啓発を行い、登録者数の向上をめざします。 	人権推進課
審議会等への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画・登用の推進、啓発に努めます。特に審議会等における女性委員の登用率の向上をめざします。 	全部局
あらゆる分野への女性の積極的登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報モニターの男女比が均等になるように努めます。 ● 農協や漁協、徳島県と連携し、理事や役員への登用や各種研修会等への積極的参加を促進します。 ● 市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けて、広報なるとや市公式ウェブサイトを通じて市民の意識啓発に努めます。 	秘書広報課 市民協働推進課 農林水産課



2 女性の人材育成支援

取組	取組内容	担当課
女性リーダーの育成と活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で活躍する女性グループ間の情報共有を図り、更なる活動の活性化を支援します。 ● うずしお女性学級等を実施するとともに、鳴門市婦人連合会の活動支援を行い、女性リーダーの育成に努めます。 ● 農協や漁協等の団体や組織の女性部による、料理講習会等の活動を推進するとともに充実を図ります。 	人権推進課 生涯学習人権課 農林水産課
職員の管理職への育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 県自治研修センターや市町村職員中央研修所等が実施する研修への参加を促進します。 ● 人事評価制度の精度向上と運用方法の改善を図り、性別にとられない能力開発や人材育成に努めます。 	人事課

● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
審議会等における女性委員の割合	27.9% (令和2年度)	40.0%	全部局
市職員の女性管理職の割合	28.7% (令和2年度)	30.0%	人事課
鳴門市女性人材バンク登録者数(累計)	11名 (令和2年度)	30名	人権推進課
行政施策に女性の意見が反映されていると思う市民の割合	34.6% (令和元年度)	増やす	市民意識調査

【基本施策4】 働く場における男女共同参画の促進

● 施策の方向 ●

働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業等への周知や啓発を行い、家内労働者等の労働環境の整備や働きやすい職場環境の整備を促進します。

1 雇用の機会均等と待遇の確保の促進

取組	取組内容	担当課
事業所等への理解促進	● 市内の事業所へ、さまざまな機会を通じて、「男女共同参画」の周知をはじめ、「男女雇用機会均等法」「鳴門市男女共同参画推進条例」等関係法令に関する情報提供を行い、職域における理解を促進します。	人権推進課 商工政策課
能力開発と人材の育成	● 求職者や在職者のスキル向上、専門的知識の取得を促進することで、雇用拡大や企業が求める人材の育成を図ります。	商工政策課
家内労働者等の労働環境の整備促進	● 農業の「家族経営協定」等制度の周知に努め、家内労働者や家族従事者の労働環境の整備を促進します。	農林水産課

2 共に働きやすい職場環境の整備促進

取組	取組内容	担当課
就労環境の整備	● 職員の子育て支援制度の活用促進を図るとともに、育児休業からの円滑な職場復帰や男性職員の育児休業・育児参加の促進を図ります。 ● 研修等を通して、職員のハラスメントに対する正しい認識と理解を促進するとともに、相談窓口について周知を図ります。 ● 労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の周知や啓発に努めます。 ● 仕事と子育ての両立を推進するため、国や県の認証制度など事業主への啓発活動を行います。 ● 労働時間の短縮やワーク・ライフ・バランスに沿った働き方を促進します。	人事課 商工政策課



● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と思っている市民の割合	42.6% (令和元年度)	増やす	市民 意識調査
職場(仕事の場)において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	28.3% (令和元年度)	増やす	市民 意識調査
農業における家族経営協定の締結数(累計)	145戸 (令和元年度)	155戸	農林水産課



【基本施策5】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

● 施策の方向 ●

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や意識啓発に努め、男性が家事や育児、介護をすることへの理解や意識改革を促進するとともに、仕事と子育て・介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

取組	取組内容	担当課
男性職員への育児参加等の促進	<ul style="list-style-type: none">● 男性職員への育児参加に向けた、制度の周知や利用を促進し、職場における男女平等意識の向上を図ります。	人事課
男性の家事等への参画促進	<ul style="list-style-type: none">● 家事等への男性の参画を促進するために、広報等による啓発を推進するとともに、マタニティ教室等を通じて、男女がお互いに支え合う家庭環境づくりを促進します。● 漁協等と連携した料理教室を開催し、男性の家事への参画意識を促進します。	健康増進課 人権推進課 農林水産課
多様な働き方に関する取組	<ul style="list-style-type: none">● 市公式ウェブサイト等を活用して、コミュニティ・ビジネスの意義や内容の周知、啓発を図ります。● シルバー人材センターの運営に関する支援を行うとともに、事業の周知に努めます。● 在宅勤務やモバイルワーク等のテレワークを実施するなど、多様な働き方の拡充を図ります。	人事課 市民協働推進課 長寿介護課
特定事業主行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none">● 特定事業主行動計画に定める目標である女性管理職の登用拡大、男性の育児休業取得率の向上を図ります。	人事課



2 仕事と子育て・介護の両立への支援

取組	取組内容	担当課
就労形態に応じた子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が安心して働けるよう、通常保育のほか延長保育や一時保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブや幼稚園での一時預かり等、多様な子育て支援事業を推進します。 ● 鳴門ファミリー・サポート・センター事業について周知を図り、仕事と家庭生活の両立を支援します。 ● 休日や夜間に就労する保護者への支援として、子育て短期支援事業や休日保育事業を実施します。 	子どもいきいき課 学校教育課
地域における子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の全ての保育施設で子育て家庭の相談に応じ、不安や悩みの軽減に努めます。 ● 市内に地域子育て支援拠点事業を広げ、子育て家庭の交流の場の提供や子育てに関する相談支援等を行います。 	子どもいきいき課
子ども・子育て支援事業計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援施策を計画的に実施します。 	子どもいきいき課
安心して介護できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防「65歳からの男のクッキング」を開催し、男性の食の自立と介護への参加などを通じて、男女共同参画の地域づくりをめざします。 	長寿介護課
家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女が共に介護技術等を習得できる講座や教室について、身近な地域での開催に努めるとともに、誰もが参加しやすい教室等の企画、開催に努めます。 	長寿介護課

● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
市男性職員の育児休業取得率	25.0% (平成30年度)	30.0%	人事課
ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5% (平成30年度)	70.0%	子ども いきいき課
家庭生活において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.2% (令和元年度)	増やす	市民 意識調査
日常生活において「仕事と家庭生活を両立」している市民の割合	33.3% (令和元年度)	増やす	市民 意識調査
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の割合	35.8% (令和元年度)	増やす	事業所 アンケート 調査
市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7日 (令和元年度)	12.0日	人事課



65歳からの男のクッキング



【基本施策6】 地域社会における男女共同参画の推進

● 施策の方向 ●

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、さまざまな機会を通じて地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上をめざします。また、国際理解や国際交流を推進し、外国人にとっても安心なまちづくりをめざします。

1 地域活動における男女共同参画の促進

取組	取組内容	担当課
地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO 法人等の設立や活動の相談、支援、サポートを行います。また、地域の課題の解決に向けて市民自らが企画し実施するまちづくり活動を支援します。 ● 健康づくりや食生活改善の取組を推進する食生活改善自主活動クラブの活動を支援するとともに、性別にかかわらず、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。 ● 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、審議会の意見を聴いて表彰を行います。 	市民協働推進課 健康増進課 人権推進課
環境問題に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な水路の再生や地球温暖化対策等環境保全について学べる場を提供します。 ● 誰もが参加できるリサイクルプラザでの体験学習を開催します。 	環境政策課

2 防災分野における男女共同参画の推進

取組	取組内容	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 「フェーズフリー」概念の浸透と定着をめざすとともに、地震津波対策推進計画に「フェーズフリー意識の啓発」を掲載し、更なる推進を図ります。 ● 男女共同参画の視点及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の新しい生活様式を踏まえた避難所運営体制を構築し、地域の防災力向上に取り組みます。 ● 女性消防団員の育成と増員に取り組み、消防団の活動を支援します。 ● 防災士の資格取得に向けた情報提供や取得促進に向けた啓発に努めます。 	危機管理課 消防総務課

3 国際活動における男女共同参画の推進

取組	取組内容	担当課
国際理解と国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ドイツと中国の国際交流員の受け入れ等、姉妹都市交流を推進するとともに、交流団体の支援を行い、国際理解や国際交流を深めます。 ● 鳴門教育大学と連携し、児童と世界各国の留学生との異文化交流を図り、国際理解教育を推進します。 	文化交流推進課 観光振興課 学校教育課
外国人観光客の積極的誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民による観光ボランティアガイド等の充実を図るとともに、外国人目線に立った観光情報の発信等、外国人観光客の積極的な誘致を図ります。 	観光振興課

● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
地域活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
防災会議の女性委員の割合	4.9% (令和2年度)	増やす	危機管理課



鳴門市消防団女性分団
「うず小町」





基本目標 3 誰もが安心して健やかに暮らせるまち になると

【基本施策7】 あらゆる暴力を根絶する社会づくり (DV防止市町村基本計画)

● 施策の方向 ●

さまざまな機会や場を通じて、幅広い年齢層を対象に、DVやデートDV、虐待等あらゆる暴力の根絶のための意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、関係機関と連携して、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

1 暴力を許さない意識づくり

取組	取組内容	担当課
DV防止の啓発の推進	● DV防止に関する意識の高揚を図るため、パンフレット等を活用し、さまざまな機会を捉えて広く啓発を行います。	人権推進課
市民への相談窓口の周知啓発	● 鳴門市女性子ども支援センター「ばあとなー」のリーフレットを市内協力事業者に設置してもらうなど、相談窓口として認知を広めるため、啓発活動を推進します。	人権推進課
若年層へのデートDV防止の啓発	● デートDVの被害防止に向け、成人式での冊子配布や中学校での予防教育等、若年層を対象とした意識啓発活動を推進します。 ● 関係機関と連携し、中学校の授業を通じて、命の尊さや性に対する正しい知識の育成に取り組みます。	人権推進課 学校教育課
ハラスメントに対する理解の促進	● セクシュアルハラスメントをはじめ、さまざまなハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、あらゆる機会においてハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発・広報活動を行います。	人権推進課 商工政策課 学校教育課
あらゆる暴力や虐待を許さない意識づくり	● DVだけでなく、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネットやスマートフォン等を利用した性的な嫌がらせなど、多様化する暴力の防止に向けて、広報なるとや市公式ウェブサイト、講演会などさまざまな機会を通じた啓発に取り組みます。	人権推進課

2 きめ細かな相談支援体制づくり

取組	取組内容	担当課
関係機関と連携した被害者の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の早期発見や速やかな通報により、適切な支援につなげるため、関係部署・関係機関と連携し、DVについての理解促進を図ります。 	人権推進課
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳴門市女性子ども支援センター「ばあとなー」において、被害者の性別にかかわらずDVや児童虐待の救済支援を行うとともに、早期発見と防止に向けた啓発を推進します。 ● 相談員の資質向上に向け、研修やセミナー等への参加を促進します。 ● DV対応と児童虐待対応との連携強化を図り、DV被害者の子どもを含めた適切な相談支援に努めます。 ● 組織全体で困難事例の対応を検討するなど、組織的に問題解決を図り、相談員の個人的負担感を軽減します。 	人権推進課
被害者保護のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ● DV被害者で緊急的な安全確保が必要な人に、避難所への入所費用を助成するとともに、支援体制の整備に努めます。 ● 警察や県等の関係機関と連携し、把握している情報を共有して被害者の安全確保を図ります。 ● 保護命令制度について分かりやすい情報提供に努めるとともに、書類作成などの支援を行います。 	人権推進課





取組	取組内容	担当課
関係機関と連携した被害者への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者が心身の障がいや高齢者虐待に該当する場合にも、関係部署と連携し適切に対応します。 ● 関係機関と連携して各種社会福祉支援制度の情報提供や就業支援など、個々の状況に応じた支援を行います。 ● 国民健康保険の資格取得や喪失手続きにおいて、個別の事情を考慮したきめ細かな対応に努めます。 ● 被害者等に関する情報の保護の観点から、住民基本台帳の閲覧等について不当な目的による利用を防止します。 ● DV被害者について公営住宅の入居要件を緩和することで住宅の確保に向けた支援を行います。 ● 被害者の実情を踏まえ、離婚調停手続きや弁護士による法律相談窓口の紹介など司法手続きを支援します。 ● 被害者やその家族の自立後も、フォローアップと心のケアに努めます。 	市民課 保険課 長寿介護課 人権推進課 社会福祉課 子どもいきいき課 まちづくり課 選挙管理委員会
子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と情報共有を行うなど、支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな支援を行います。 ● 保育・教育関係者と連携し、厳重な情報管理の下、DV被害者の子どもの就学や保育を支援します。 	人権推進課 子どもいきいき課 学校教育課
被害者支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● DV防止に向け、庁内連絡会、法務局、警察、民間シェルター等とのネットワークの構築を推進するとともに、「パートナーシップ協定」を締結している他の自治体と連携し、DV相談や支援を行います。 	人権推進課

● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
鳴門市女性子ども支援センター「ぱあとなー」を知っている市民の割合	30.8% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
DVの被害を受けたことがある市民の割合	7.3% (令和元年度)	減らす	市民意識調査
DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	33.0% (令和元年度)	減らす	市民意識調査
DV等啓発事業協力事業者数(累計)	52事業所 (令和2年度)	75事業所	人権推進課





【基本施策8】 生涯を通じた健康づくりへの支援

● 施策の方向 ●

生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた健康支援を推進します。

1 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

取組	取組内容	担当課
健康保持のための事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健指導、健康相談を実施し、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図ります。 ● 運動の楽しさや爽快感、素晴らしさを感じ、継続的に運動やスポーツに親しんでいくきっかけになるイベントとして「鳴門市チャレンジデー」を開催します。 	スポーツ課 健康増進課
がん検診等の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> ● がん検診等の受診の促進を図り、疾病の早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図ります。 	保険課 健康増進課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子の食育教室など調理実習体験等を実施し、望ましい食習慣等の定着や食を通じた心身の健全育成を図ります。 ● 性別にかかわらず、誰もが参加しやすい料理教室などの開催に努めます。 	健康増進課

2 妊娠・出産等に関する支援

取組	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から就学前まで切れ目ない支援を行うため、鳴門市子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）を拠点として、関係機関と連携を図りながら子育て支援を行います。 	健康増進課
マタニティマークの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦に優しい環境づくりを図るため、マタニティマークの普及啓発を進めます。 	健康増進課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進と徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育の場において、それぞれの発達段階に応じた内容により、命の尊さや性に対する正しい知識を育てます。 	学校教育課

3 心の健康づくりの推進

取組	取組内容	担当課
自殺対策の推進	●「鳴門市自殺対策計画（こころの健康アクションプラン）」に基づき、市民の自殺対策への関心を深め、市民、関係団体、行政が連携して「生きることの包括的な支援」の推進に取り組みます。	健康増進課

● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
特定健康診査の受診率（40歳～74歳の国保加入者）	32.2% (令和元年度)	60.0%	保険課
がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん）受診率の平均値	4.6% (令和元年度)	5.0%	健康増進課



親子ヘルシークッキング教室



おやこの食育教室



【基本施策9】 誰もが安心できるまちづくり

● 施策の方向 ●

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域で支える体制づくりを推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

1 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

取組	取組内容	担当課
介護予防と生きがいづくり	● 高齢者が、住み慣れた地域や家庭で自立して暮らせるよう、「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築をはじめとするさまざまな生活支援や介護予防を推進し、生きがいづくりを支援します。	長寿介護課
高齢者を守る活動の充実	● 地域で行われるさまざまな機会を通じて、消費者問題の周知、啓発活動を実施するとともに、消費者被害の防止に向けて、人材の育成や「見守りネットワーク」等関係機関との連携を図ります。また、交通安全啓発活動に取り組みます。	市民協働推進課
地域包括支援センターの機能充実	● 地域包括支援センターの機能強化を推進するとともに、関係機関と連携して、成年後見制度の利用支援や権利擁護等の相談支援、高齢者への虐待等の早期発見、防止体制の充実を図ります。	長寿介護課
介護相談員派遣事業	● 介護相談員が訪問活動を行い、利用者の声を施設等へ伝え、利用者の疑問の解消や不安の解決を図ります。	長寿介護課
高齢者虐待防止の推進	● 鳴門市版「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携し、DVを含む高齢者虐待に関する被害の防止と、早期対応による支援及び啓発活動を推進します。	長寿介護課
障がい者が安心して暮らせる環境の整備と支援	● 障がいのある人も地域でいきいきと安心して暮らせるよう「鳴門市障害者計画」「鳴門市障害福祉計画」「鳴門市障害児福祉計画」に基づき、さまざまな生活支援や生きがいの創出、地域交流の促進等の事業を推進します。 ● 広報なるとや福祉のしおりを活用した、障がい者の権利を守るための情報提供に努めます。	社会福祉課
地域自立支援協議会構成団体の連携強化	● 地域のサービス基盤の整備や障がい者虐待防止等のネットワーク強化のため、地域自立支援協議会構成団体の連携を図ります。	社会福祉課
個別ケア会議の開催	● 障がいのある人の課題解決に向け、個別ケア会議を実施するとともに、関係者が早期から情報共有できる体制づくりに努めます。	社会福祉課

取組	取組内容	担当課
外国人が安心して暮らせる環境の整備	● 鳴門教育大学と連携し、市内在住の外国人を対象とした相談業務や語学講座の開設等を行い、暮らしやすい環境の整備を推進します。	文化交流推進課
性的マイノリティへの支援に向けた調査・研究	● 「LGBT (Q +)」 などの性的マイノリティ（性的少数者）の人が抱える相談への対応など、適切な支援の在り方についての調査・研究を推進します。	人権推進課

2 地域福祉の推進と生活支援の充実

取組	取組内容	担当課
相談支援体制の充実	● 高齢者や障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、関係機関や相談支援事業所等との連携を図り、適切なサービスにつなげます。	長寿介護課 社会福祉課
生活上困難に直面する人への支援	● 経済的に生活困難な世帯など、支援を必要とする人が地域で自立し、安心して生活できるよう、地域での見守り活動や支援活動を促進します。	社会福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	● ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当の支給や鳴門市奨学金を支給します。 ● 高等職業訓練促進給付金事業や自立支援教育訓練給付金事業を実施し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。 ● ひとり親家庭の保健と福祉の向上のため、医療費を助成します。 ● ひとり親家庭について、選考基準に基づき、優先して保育所などへの入所や市営住宅への入居が図られるよう配慮します。	子どもいきいき課 まちづくり課 学校教育課
母子・父子自立支援員による自立支援	● 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じるとともに、就職に役立つ各種講習会等の情報提供や貸付の相談等にも対応し、ひとり親家庭の自立を支援します。	子どもいきいき課
マイノリティ支援に向けた取組の充実	● 性的マイノリティ（性的少数者）や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々や障がい者等、さまざまな差別により困難な立場に置かれている人が必要とするサービスや情報提供、権利擁護に関する相談支援など、相談員の専門性の向上を図りつつ、関係機関と連携して生活支援施策のより一層の充実に努めます。	人権推進課



● 数値目標 ●

評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1% (令和元年度)	現状維持	長寿介護課
子育てに楽しみや喜びを感じる人が多い保護者の割合	55.7% (平成30年度)	60.0%	子ども いきいき課

第6章

計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

1 庁内連携体制の充実

男女共同参画に係る取組は、周知、啓発のみならず労働、教育、保健、福祉など庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的にさまざまな取組を推進する体制の充実を図ります。

2 鳴門市男女共同参画推進審議会等における進捗の点検

男女共同参画に関する識見を有する学識経験者や関連団体、組織の関係者などから構成される「鳴門市男女共同参画推進審議会」において、本計画の進捗状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、取組への反映に努めます。また、庁内においては、「鳴門市男女行動計画推進本部会」「鳴門市男女行動計画調査研究委員会」「鳴門市男女行動計画ワーキンググループ」において、進捗の管理を行います。

2 計画の周知及び点検・評価

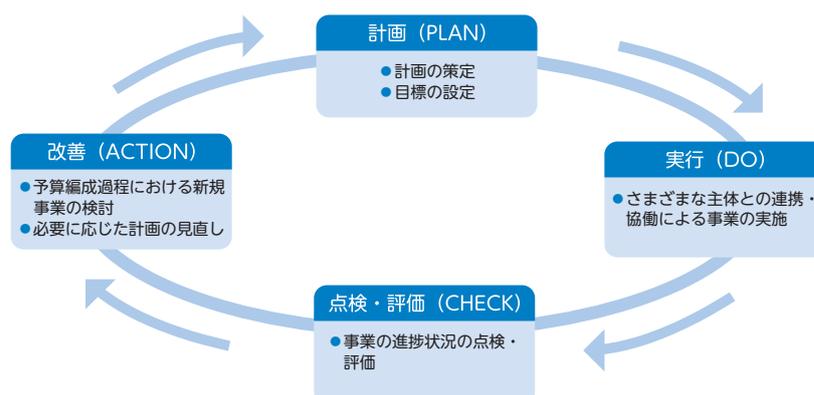
1 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市民、事業所、関係機関・関係団体等と行政の連携と協働による推進が重要です。そのため、広報なるとやテレビ広報、市公式ウェブサイトなど多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表していくことで、広く周知を図ります。また、あらゆる機会を活用して市民の意見やアイデア等を把握し、市民目線を生かした施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図ります。

◆ PDCA サイクルのプロセスイメージ





3 数値目標の設定一覧表(再掲)

	評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
--	------	-------------	--------------------	------

【基本目標1】 お互いを認め合うまち なる

基本施策1 男女共同参画の意識づくり				
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	13.8% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	11.1% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
3	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的な市民の割合	69.4% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
4	「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方について否定的な市民の割合	53.5% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
5	「LGBT(Q+)」「性的マイノリティ」という言葉や意味を知っている市民の割合	74.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
6	「鳴門市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	39.7% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
基本施策2 学びの場における男女共同参画の意識づくり				
7	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	48.9% (令和元年度)	増やす	市民意識調査

【基本目標2】 誰もが活躍できるまち なる (女性活躍市町村推進計画)

基本施策3 女性が活躍できる基盤づくり				
8	審議会等における女性委員の割合	27.9% (令和2年度)	40.0%	全部局
9	市職員の女性管理職の割合	28.7% (令和2年度)	30.0%	人事課
10	鳴門市女性人材バンク登録者数(累計)	11名 (令和2年度)	30名	人権推進課
11	行政施策に女性の意見が反映されていると思う市民の割合	34.6% (令和元年度)	増やす	市民意識調査

	評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
基本施策4 働く場における男女共同参画の促進				
12	「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」と思っている市民の割合	42.6% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
13	職場(仕事の間)において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	28.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
14	農業における家族経営協定の締結数(累計)	145戸 (令和元年度)	155戸	農林水産課
基本施策5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進				
15	市男性職員の育児休業取得率	25.0% (平成30年度)	30.0%	人事課
16	ファミリー・サポート・センターを知っている市民の割合	69.5% (平成30年度)	70.0%	子どもいきいき課
17	家庭生活において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.2% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
18	日常生活において「仕事と家庭生活を両立」している市民の割合	33.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
19	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の割合	35.8% (令和元年度)	増やす	事業所アンケート調査
20	市職員の年次有給休暇平均取得日数	9.7日 (令和元年度)	12.0日	人事課
基本施策6 地域社会における男女共同参画の推進				
21	地域活動の間において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.3% (令和元年度)	増やす	市民意識調査
22	防災会議の女性委員の割合	4.9% (令和2年度)	増やす	危機管理課



評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7(2025)年度	把握方法
------	-------------	--------------------	------

【基本目標3】誰もが安心して健やかに暮らせるまち なる

基本施策7 あらゆる暴力を根絶する社会づくり (DV防止市町村基本計画)			
23	鳴門市女性子ども支援センター「ぱあとなー」を知っている市民の割合	30.8% (令和元年度)	増やす 市民意識調査
24	DVの被害を受けたことがある市民の割合	7.3% (令和元年度)	減らす 市民意識調査
25	DV経験者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	33.0% (令和元年度)	減らす 市民意識調査
26	DV等啓発事業協力事業者数(累計)	52事業所 (令和2年度)	75事業所 人権推進課
基本施策8 生涯を通じた健康づくりへの支援			
27	特定健康診査の受診率(40歳~74歳の国保加入者)	32.2% (令和元年度)	60.0% 保険課
28	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	4.6% (令和元年度)	5.0% 健康増進課
基本施策9 誰もが安心できるまちづくり			
29	普段の生活で介護・介助は必要ない市民の割合	84.1% (令和元年度)	現状維持 長寿介護課
30	子育てに楽しみや喜びを感じる人が多い保護者の割合	55.7% (平成30年度)	60.0% 子どもいきいき課

資料編

策定の経過

年度	期日	項目	内容
令和元 (2019) 年度	9月4日 (水)	ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 実施状況報告書について 第3次計画に係る市民・事業所アンケート調査案について
	10月10日 (木)	調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 実施状況報告書について 第3次計画に係る市民・事業所アンケート調査案について
	11月1日 (金)	推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 実施状況報告書について 第3次計画に係る市民・事業所アンケート調査案について
	11月20日 (水)	第1回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 実施状況報告書について 第3次計画に係る市民・事業所アンケート調査案について
	12月	男女共同参画に関する市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上市民2,000人を対象に郵送調査
		男女共同参画に関する事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 市内に所在する事業所700件を対象に郵送調査
	3月11日 (水)	第2回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関するアンケート調査結果について
令和2 (2020) 年度	8月5日 (水)	ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度実施状況報告書について 男女共同参画に関するアンケート調査結果について 第3次鳴門市男女行動計画について
	8月20日 (木)	調査研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度実施状況報告書について 男女共同参画に関するアンケート調査結果について 第3次鳴門市男女行動計画について
	9月3日 (木)	第1回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 市長から審議会への諮問 令和2年度実施状況報告書について 第3次鳴門市男女行動計画について
	10月23日 (金)	推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度実施状況報告書について 第3次鳴門市男女行動計画素案について
	11月17日 (火)	第2回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次鳴門市男女行動計画素案について
	12月～1月	パブリックコメント (意見公募)	<ul style="list-style-type: none"> 第3次鳴門市男女行動計画素案について
	2月4日 (木)	第3回 鳴門市男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施結果について 第3次鳴門市男女行動計画(案)について
	2月15日 (月)	答申	<ul style="list-style-type: none"> 審議会から市長へ答申

鳴門市男女共同参画推進審議会委員名簿

委員種別	氏名	備考
1号 男女共同参画に関し 識見を有する人	葛西 真記子	鳴門教育大学大学院 教授・臨床心理士
	上地 大三郎	弁護士 上地法律事務所
	田村 典子	四国大学生生活科学部 教授
2号 関係団体の推薦を 受けた人	島田 茂仁	鳴門市人権擁護委員会
	益岡 道義	鳴門市自治振興連合会
	村上 里香	鳴門商工会議所
	矢野 壽美子	鳴門市婦人連合会
3号 公募による市民	川上 貴也	公募市民
	中原 サヲ江	公募市民
	平野 由美子	公募市民



鳴門市男女共同参画推進審議会



「第3次鳴門市男女行動計画」の答申

鳴門市男女共同参画推進条例

平成27年3月24日
条例第15号

前文

すべての人は、生まれつきの性別やジェンダーに束縛されず、個人として平等であり、あらゆる差別を受けることなく、人権が尊重される権利を有しています。

このことは、日本国憲法でもうたわれていますが、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が制定・施行されている今でも、経済的・社会的には男性が優位であり、育児や介護など家庭生活の多くを女性が担っている現状では、女性の参画が進んでいません。

鳴門市でも、男女共同参画社会の実現に向けて、「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、女性の救済や自立支援など、女性政策の推進に取り組んできました。

しかし、雇用環境の不安定化や少子高齢化の進展に伴う介護や子育て支援の課題は、性別役割を強制する意識や慣習に根差した社会では解決できなくなっています。

そして、これらの課題の影響は、新たに貧困や格差、ドメスティック・バイオレンスや様々なハラスメント等の問題を生じさせ、女性や子ども、高齢者といった社会的要支援者に集中しています。

私たちは一刻も早い課題や問題の解決を願い、「男女共同参画宣言都市になると」の誇りを持ち、協働し合って、すべての人が対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せを分かち合うまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合い、認め合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、個性や能力を發揮できる社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるものです。
- 2 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を踏まえ、市、市民及び事業者等の責務を明らかにします。
- 3 この条例は、前2項のほか、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的に、市の施策の基本となる事項を定めます。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活

動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。

- （2）積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を是正するため、必要に応じて、男女のいずれかに対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- （3）市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
ア 市内に住む人
イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
ウ 市内の学校に在学する人
- （4）事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- （5）教育関係者 市内において就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- （6）市民団体 様々な分野において、より多くの人々が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体をいいます。
- （7）市民等 市民、事業者、教育関係者及び市民団体のことをいいます。
- （8）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害する行為をいいます。
- （9）ドメスティック・バイオレンス 夫婦（事実上、夫婦関係にある者を含みます。以下同じです。）、恋人等の間において身体的、性的、心理的、経済的又は社会的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。なお、夫婦、恋人等が養育する子どもを巻き込んだ暴力的行為を含みます。
- （10）ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- （11）協働 共通の目標を達成するために、市民等及び市が互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。
- （12）マイノリティ 同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者、インターセックス等の性的少数者（以下「セクシュアル・マイノリティ」といいます。）や在日外国人、アイヌの人々、被差別部落の人々、障がい者等様々な差別に苦しんでいる人等、社会的少数者をいいます。
- （13）ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対



し、社会通念や慣習の中にある「男らしさ」又は「女らしさ」のような、社会や文化によって作り上げられた社会的性別をいいます。

- (14) 女性相談員 ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等の暴力的行為の被害者の早期発見に努め、必要な相談、調査、指導・援助、一時保護を行う相談員をいい、婦人保護事業と密接な関連のある各種制度について精通し、業務を実施するために必要な識見や資格を有している人をいいます。
- (15) 家庭児童相談員 子どもの養育と養育に関連して発生する様々な問題の解決と家庭児童の福祉増進を図ることを目的に、子どもの安全と最善の利益を第一として、親や養育者、子どもに対する専門的な相談や指導、支援を行う相談員をいい、児童家庭相談援助事業の各種制度に精通した人をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の人権が性別による差別的取扱いを受けることなく平等に尊重され、すべての人が個性や能力を最大限発揮できるとともに生きがいを感じ、個人としても尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの確立 家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。
- (5) 教育の場における配慮 就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為（セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為をいいます。以下同じです。）の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持って行動しなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する権利と健康の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。

- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の1つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。
- (10) 防災・減災分野での男女共同参画 男女双方の視点に配慮した災害に負けない安全・安心なまちづくりを進めることです。
- (11) マイノリティの人々への配慮 マイノリティの人々の生き方や文化、歴史、風土を尊重するとともに、すべての人がこれらを理解することを通じて、マイノリティの人々に対する差別や偏見を無くし、人権に配慮することです。
- (12) 貧困問題の解消 様々な格差や性差別から生じる貧困は、男女が共に人間らしく生きる権利や誰もが幸せになれる権利の保障を根底から崩壊させ、男女共同参画の推進を阻害する要因であると認識し、問題の解消に取り組むことです。

第2章 男女共同参画を推進するための責務・役割 (市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含みます。以下同じです。）を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施にあたっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進にあたっては、自らが率先し、市民等との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(議会及び議員の責務)

第5条 議会は、市民等の意思が市政に反映され、かつ、基本理念に基づいた市政が運営されているかを監視するとともに、基本理念に基づいた議会運営に努めるものとします。

- 2 議員は、男女共同参画の推進に関する知見を深め、自らも率先して、市民等と協働し、男女共同参画の推進に向けた啓発活動、情報の共有その他の必要な施策の実施に協力するよう努めなければなりません。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

- 2 市民は、男女共同参画の推進にあたり、関係者及び市民団体の互いの信頼関係に基づき、協働により行うよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを確立できる職場環境の整備に努めなければなりません。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は市民、他の事業者若しくは市民団体が実施する活動に協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の役割)

第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、同関係者間で十分調整、連携を図りながら、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の役割)

第9条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定にあたっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止等)

第10条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いやジェンダーによる固定的性別役割分業を強制してはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはなりません。

3 すべての人は、性別又はセクシュアル・マイノリティを理由とする人権侵害を受けたことに対する救済措置を受ける権利を有します。

(セクシュアル・マイノリティに対する人権尊重)

第11条 すべての人は、セクシュアル・マイノリティへの理解を深めるとともに、差別をしたり人権を侵害してはなりません。

2 すべての人は、生まれつきの生物学的な性別やジェンダーにとらわれずに、自分が決定した性の自認や性的指向が尊重されなければなりません。

(情報の公開及び表現に関する配慮)

第12条 すべての人は、広く市民等に提供する情報並びに広告、ポスター、看板、映像及びインターネット等公衆に向けて表示する情報において、性別又はセクシュアル・マイノリティを理由とする人権侵害を助長若しくは連想させる表現又は過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第4章 男女行動計画

(男女行動計画の策定)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、鳴門市男女行動計画(以下「男女行動計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、男女行動計画の策定又は変更にあたっては、第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、男女行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(男女行動計画推進体制の整備等)

第14条 市は、男女行動計画を着実に推進するため、市長を本部長とする鳴門市男女行動計画推進本部を設置するとともに、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、男女行動計画を策定し、実施するにあたっては、基本理念に沿って進めなければなりません。

(男女行動計画の実施状況等の公表)

第15条 市長は、毎年、男女行動計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

2 市長は、男女行動計画を効果的に実施するため、必要に応じて前条第1項に規定する調査研究の結果を公表するものとします。

第5章 男女共同参画推進の取組に対する市の支援

(市民等の理解を深めるための措置)

第16条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行い、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(教育の分野における措置)

第17条 市は、基本理念を尊重し、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、人権意識の向上とともに、男女平等の意識づくり、個性の尊重及び能力の育成並びに男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(男女共同参画推進活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民等との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行います。

(男女共同参画の雇用・労働環境改善のための支援)

第19条 市は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において男女平等の労働環境が実現されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行います。

2 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その



他の必要な事項について報告を求めることができます。

(個人で営む事業における男女共同参画の支援)

第20条 市は、家族経営的な農林水産業、商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるよう努めます。

(ワーク・ライフ・バランスの確立への支援)

第21条 市は、家庭を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、家庭の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域の活動ができるよう必要な支援を行うよう努めます。

(生涯を通じた健康支援)

第22条 市は、男女が対等な関係のもとに、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

2 市は、性についての理解を深めるための講座及び啓発を実施するとともに、広報紙、市公式ウェブサイト等によりその内容を広く市民等へ周知します。

(ひとり親家庭等に対する支援)

第23条 市は、ひとり親家庭の親又は子どもの養育者がその個性及び能力を十分に発揮できるよう必要な支援を行うよう努めます。

(暴力的行為の防止及び被害者に対する支援)

第24条 市は、暴力的行為を防止するため必要な施策を講じるよう努めます。

2 市は、暴力的行為の被害を受けた者(以下「被害者」といいます。)等が心身ともに健全かつ社会的に自立するために必要な情報の提供、相談及び関係機関等との連携による適切な支援を行うよう努めます。

第6章 ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待等に対する相談・支援拠点

(拠点施設)

第25条 市は、前条に規定する施策や支援等を実施し、被害者を早期発見するとともに人権侵害の予防に努め、安全・安心な社会生活が営める環境づくりのため、鳴門市女性子ども支援センター(以下「支援センター」といいます。)を拠点施設として位置づけます。

2 支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」といいます。)第3条第2項の規定に基づく、配偶者暴力相談支援センターとしての役割を有するものとします。

3 市は、前2項に規定する事項の達成及び機能の保持のために必要な人的・財政的措置を講じるよう努めます。

(所掌事務)

第26条 支援センターは、被害者に対して次に掲げる業務を行います。

- (1) DV法第3条第3項各号に掲げる業務
- (2) ドメスティック・バイオレンスについての周知・

啓発・防止事業

(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する行為を受けた児童の早期発見、自立の支援及び同法で市町村が行うとされている業務

(4) その他被害者等の救済及び自立に必要なと市長が認める事業

(相談員)

第27条 支援センターの相談員(以下「相談員」といいます。)は、市職員、女性相談員及び家庭児童相談員をもって充てます。

2 相談員は、支援センターへ相談等を行った被害者の人権に配慮するとともに、二次的な被害が及ばないように留意しなければなりません。

3 相談員は、前3条に規定する事項を達成するために、見識を広げるとともに、研修等に参加し、その資質の向上に努めるものとします。

4 相談員は、相談等により知り得た秘密を他に漏らしはなりません。その職を退いた後も同様とします。

第7章 市が取り組むべき男女共同参画推進施策

(政策の立案及び決定への男女共同参画)

第28条 市は、市民等による政策の立案及び方針の決定の過程において、男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる事項に取り組みます。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3の規定に基づく附属機関及びこれに類する審議会(以下これらを「審議会等」といいます。)の委員を委嘱し、又は任命するときは、審議会等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めます。

(2) 市民等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、市民等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行います。

(模範となる環境づくり)

第29条 市は、就業の場における男女共同参画の推進の模範を示すため、次の内容を旨とする施策を講じるよう努めなければなりません。

- (1) 男女職員双方の職域を拡大する環境づくり
- (2) 職員の男女比率に応じた管理職等への女性の登用を推進するために必要な人材を育成し、能力を開発できる環境づくり
- (3) 性別にかかわらずすべての職員が育児、介護等に関する支援制度を利用できる環境づくり
- (4) 男女共同参画についての積極的な職員研修(積極的格差是正措置)

第30条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場での活動等へ参画する機会において、男女の間に格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的格差是正措置を講じるよう努めます。

(表彰)

第31条 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴

いて、これを表彰することができます。

(市の施策等に関する意見又は苦情への対応)

第32条 市長は、市民等から、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見又は苦情の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとします。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申出に対応するため、第34条に規定する鳴門市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができます。(相談への対応)

第33条 市民等は、市長に対し、セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する事案について相談することができます。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講じるよう努めます。

第8章 鳴門市男女共同参画推進審議会

(鳴門市男女共同参画推進審議会の設置等)

第34条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する鳴門市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第13条第2項に規定する事項
- (2) 第31条に規定する事項
- (3) 第32条第2項に規定する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。

(審議会の組織)

第35条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する人
- (2) 関係団体の推薦を受けた人
- (3) 公募による市民

3 審議会を構成する委員の10分の3以上は、前項第3号に規定する委員とします。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員の報酬及び費用弁償については、鳴門市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年鳴門市条例第22号)の定めるところによります。

(会長及び副会長)

第36条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第37条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第9章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成27年規則第31号で平成28年1月1日から施行)

(経過措置)

2 第13条の規定に基づく男女行動計画が策定されるまでの間は、「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を同条の規定により定められた男女行動計画とみなします。



鳴門市男女行動計画推進本部設置要綱

平成12年4月1日

訓令第9号

改正 平成30年3月31日訓令第4号

各部

各課

各かい

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市男女行動計画（以下「男女行動計画」という。）の効果的かつ総合的な推進を図るため設置する鳴門市男女行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 男女行動計画の策定に関すること。
- (2) 男女行動計画の進捗状況の点検に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、推進本部の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、市長、副市長及び別表第1の委員をもって組織する。

- 2 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会)

第4条 本部会は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは本部会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(調査研究委員会)

第5条 推進本部の機能を強化するために推進本部に調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置き、男女行動計画に関する取組事項等について検討し、男女行動計画案の作成その他必要となる関係各課の緊密な連絡調整等を図る。

2 委員会は、健康福祉部長、人権推進課長及び別表第2の委員をもって組織する。

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は人権推進課長をもって充てる。
(ワーキンググループ)

第6条 委員会の機能を強化するために委員会にワーキンググループを置き、男女共同参画の現状と課題について討議し、男女行動計画に関する報告書を作成する。

- 2 ワーキンググループは、人権推進課長及び別表第3の委員をもって組織する。
- 3 ワーキンググループに座長及び副座長を置く。
- 4 座長は人権推進課長をもって充て、副座長は座長の指名する者をもって充てる。
- 5 座長は、必要と認める場合は、別表第3に定める委員以外の者を委員として指名することができる。

(準用)

第7条 第3条第4項及び第5項並びに第4条の規定は、委員会及びワーキンググループについて準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「委員長」又は「座長」と、「副本部長」とあるのは「副委員長」又は「副座長」と、「本部会」とあるのは「委員会」又は「ワーキンググループ」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 本部会の庶務は、人権推進課で行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は座長が、それぞれ別に定めるものとする。

附 則 (平成30年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 企業局長 政策監 企画総務部長 市民環境部長 健康福祉部長 経済建設部長 企業局次長 消防長 教育次長 議会事務局長

別表第2（第5条関係）

総務課長 人事課長 秘書広報課長 危機管理課長 選挙管理委員会事務局長 市民協働推進課長 市民課長 スポーツ課長 文化交流推進課長 環境政策課長 健康増進課長 保険課長 長寿介護課長 社会福祉課長 子どもいきいき課長 まちづくり課長 商工政策課長 観光振興課長 農林水産課長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習人権課長

別表第3（第6条関係）

総務課副課長 人事課副課長 秘書広報課副課長 危機管理課副課長 選挙管理委員会事務局次長 市民協働推進課副課長 市民課副課長 スポーツ課副課長 文化交流推進課副課長 環境政策課副課長 健康増進課副課長 保険課副課長 長寿介護課副課長 人権推進課副課長 社会福祉課副課長 子どもいきいき課副課長 まちづくり課副課長 商工政策課副課長 観光振興課副課長 農林水産課副課長 教育総務課副課長 学校教育課副課長 生涯学習人権課副課長



男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を

総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の



促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

平成27年法律第64号

最終改正 令和元年法律第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)



第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等

に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法24・一部改正)

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚

偽の公表をしたとき。

- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(令元法24・追加)

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。



- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条線下・一部改正）

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法24・旧第13条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法24・旧第14条線下）

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場

合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法24・旧第15条線下）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法24・旧第16条線下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法24・旧第17条線下・一部改正）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第18条線下)

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法24・旧第19条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法24・旧第20条線下・一部改正)

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法24・旧第21条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法24・旧第22条線下)

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活にお

ける活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法24・旧第23条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第24条線下)

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法24・旧第25条線下)

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法24・旧第26条線下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。



(令元法24・追加)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条線下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条線下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条線下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条線下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条線下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条線下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条線下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務

員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年6月5日法律第24号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

（2）第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成13年法律第31号

最終改正 令和元年法律第46号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助

言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合あっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、



福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力

が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がある成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がある同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がある親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所

は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対



し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関

係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。



附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年

を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則〔令和元年法律第46号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定（同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。）及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

用語解説

用語	説明
【あ行】	
IoT	Internet of Things の略で「情報通信技術」の概念を指す言葉。パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品等の「モノ」をつなげることにより、機器の遠隔操作など多様な付加価値を生む技術。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫感染や接触感染、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。そのうち「働き方の新しいスタイル」では、テレワークや時差通勤、オンライン会議などが提唱されている。
いきいきなるとボランティアポイント事業	高齢者の健康増進・介護予防や生きがいづくりの促進を目的に、65歳以上の鳴門市民が、特別養護老人ホームなど介護施設で行うレクリエーションの指導補助や利用者の話し相手などへのボランティア活動を行うもので、登録して活動を行うとポイントが付与され地域商品券と交換することができる。
AI	Artificial Intelligence の略で「人工知能」と訳される。コンピュータが大量、多様なデータを分析し、推論や判断、学習等、人間の脳にしかできなかったような高度で知的な作業を、プログラム等の人工的なシステムにより行えるようにした技術。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳台前半を谷とし、20歳台後半と30歳台後半が山になるアルファベットのMのような形になること。
LGBT (Q +)	「L (レズビアン) 女性の同性愛者」「G (ゲイ) 男性の同性愛者」「B (バイセクシュアル) 両性愛者」「T (トランスジェンダー) 身体と心の性が一致しない人」の4つの頭文字及び「Q (クエスチョニング、クィア)」「+ (その他)」から表現した言葉で、性の多様性を表す言葉。「性的マイノリティ (性的少数者)」とも呼ばれている。
【か行】	
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
国際婦人年	昭和47 (1972) 年の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模で行動すべき取組が提唱され、昭和50 (1975) 年を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和51 (1976) 年～昭和60 (1985) 年までの10年間を「国連婦人の10年」とした。
固定的な性別役割分担意識	男性、女性という性別を理由として「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、役割を固定的に分ける考え方のこと。
コミュニティ・ビジネス	「地域の課題を、地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取組」と定義されている。例えば、農業従事者の後継者難で困っている過疎地の農家が、地域住民と協働して「農家民泊」を始め、宿泊客に農作業や農村生活の体験を提供するなど、農家に泊まることで、ありのままの農村の暮らしを楽しむとともに、農業への関心を高めてもらう「体験型観光ビジネスモデル」として起業するといった事例がある。
【さ行】	
ジェンダー	社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識 (社会的性別) のこと。
ジェンダー・ギャップ指数	スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。



用語	説明
自治基本条例	自治体の運営全般に関して、その理念や原則、制度を定めたものであり、「まちづくりの憲法」とも呼ばれ、自治体において最高規範性を持つ条例のこと。本市は平成23(2011)年に制定した。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成27(2015)年8月に成立。
女性のためのカウンセリング事業	相談者に寄り添った支援の充実を目的に、心理的なケアを行うための臨床心理士等によるカウンセリングのこと。
成年後見制度	認知症等の理由で判断能力の不十分な人が、財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度のこと。
セクシュアルハラスメント(セクハラ)	相手が望まない性的な言動(性的嫌がらせ)を行い、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。今日では、男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的嫌がらせも、セクシュアルハラスメントとみなされる。
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	職場などにおいて、例えば「営業職には女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、労働者の間に事実上、男女間の格差が生じている時、それを解消するために企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。それは単に、女性を「優遇」するためのものではなく、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境にある場合に、そのような状況を「改善」するための取組とされる。
【た行】	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮することができる社会。)
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を促進するために、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするための基本理念を定めるとともに、施策の基本となる取組を定め、それを、総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年に公布、施行された法律。
男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。昭和60(1985)年に制定され、平成9(1997)年には、差別禁止規定や職場のセクハラ防止、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進を盛り込む改正が行われた。さらに、平成18(2006)年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益な扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は令和7(2025)年を目途として構築を推進しており、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められている。

用語	説明
地域包括支援センター	高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務とする機関のこと。基幹型地域包括支援センターは地域包括支援センターを支援し、連携・統括するとともに、個別事例の複雑化など各種課題への対応を行う。
デートDV	若年層を中心とした、交際相手から振るわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動をしぼる、怒鳴ったり暴力を振るう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形態の暴力を含む。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者やパートナー、恋人などによって振るわれる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく「大声で怒鳴る」「無視する」「大切にしているものを壊す」といった精神的暴力、「生活費を渡さない」といった経済的暴力、「性的な行為を強要する」といった性的暴力、「家族や友人との付き合いを制限する」といった社会的隔離、「子どもに暴力を見せる」といった子どもを巻き込んだ暴力など、多様な形態がある。
【な行】	
鳴門市子育て世代包括支援センター (鳴門市版ネウボラ)	「ネウボラ」とは、フィンランドにおける母子支援施設及び支援制度のこと。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を目的に、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定を行う機関。本市ではこれに倣い、子育て世代包括支援センターを「鳴門市版ネウボラ」とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児などに関する総合的な支援を提供する「ワンストップ拠点」として、平成27(2015)年10月に開設した。
鳴門市女性子ども支援センター「ばあとなー」	鳴門市に設置された「配偶者暴力相談支援センター」の機能と「家庭児童相談室」の機能を兼ね備えた相談支援機関で「ばあとなー」はその愛称。「皆様のしあわせづくりのパートナーとなれるように」との思いから名付けられた。家族の中の人権侵害、とりわけ女性への暴力の予防、また児童虐待などの早期発見と救済に努め、それぞれ専門の相談員が相談者に様々な支援をしている。
鳴門市男女共同参画推進条例	全ての人に対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せを分かち合うまちづくりを実現するために、平成27(2015)年に鳴門市が制定した条例。
鳴門市男女共同参画都市宣言	男女共同参画社会の実現に向けての機運を広く醸成することを目的として、総理府が平成6(1994)年度から平成25(2013)年度まで実施した男女共同参画宣言都市奨励事業により、本市は平成23(2011)年度に内閣府の決定を受け、「男女共同参画都市宣言」を発表、内閣府との共催で記念事業を開催した。
鳴門パートナーシップDV対策会議	DVを受けた被害者の早期発見、被害者の救済および支援体制の整備、DVに関する施策全般について推進し協議するために設置された会議のこと。学識経験者や地方法務局、警察などの関係機関、庁内関係課によって構成されている。
【は行】	
パートナーシップ協定	広域的・包括的なDV被害者支援を可能とするとともに、ノウハウの学び合いや、被害者の避難場所・自立支援先の確保等を協力して行うことを目的に、本市が他自治体と締結した協定のこと。平成23(2011)年に藍住町、平成27(2015)年に阿南市と締結している。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	配偶者(事実婚を含む。)又は元配偶者による暴力から被害者を保護することを目的とした法律。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができる。



用語	説明
パブリックコメント	意見公募手続。市町村などの行政機関が政策の立案等を行う際に、案に対して広く市民や事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
パワーハラスメント (パワハラ)	職権などの「パワー」を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行為をし、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因になることもある。
ピアカウンセリング	障がいのある人が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障がいのある人自らがカウンセラーとなり、実際の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的助言・指導を行う。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織。
北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択された。行動綱領は、女性が力をつけるための12の重大問題領域に沿った行動計画のこと。具体的には「女性と貧困」「女性の教育と訓練」「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性と武力闘争」「女性と経済」「権力及び意思決定における女性」「女性の地位向上のための制度的な仕組み」「女性の人権」「女性とメディア」「女性と環境」「女兒」の12項目。
【ま行】	
マタニティハラスメント (マタハラ)	働く女性が妊娠や出産を理由に解雇又は雇い止めされることや、妊娠、出産に当たって職場で受ける精神的、肉体的なハラスメント（嫌がらせ）。
【や行】	
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会のこと。児童相談所や福祉事務所、学校・教育委員会・警察など地域の関係機関によって構成されており、支援を必要とする子どもや保護者等の適切な保護を図るために必要な情報の共有を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。
【ら行】	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年に開催された「国際人口／開発会議」の「行動計画」及び平成7（1995）年に開催された「第4回世界女性会議」の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）」は「誰もが、自分たちの子どもの数や出産の間隔、出産する時期を、責任を持って自由に決定することができ、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
【わ行】	
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方や生き方を選択し、実現できる状態のこと。

第3次 鳴門市男女行動計画

発行／令和3（2021）年3月

発行者／徳島県 鳴門市

問合せ先／鳴門市人権推進課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL (088) 684-1148

FAX (088) 684-1370

E-Mail/jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp
